

第 3 回 座間味村議会定例会

第 1 日 目

9 月 12 日

平成30年第3回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年9月12日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成30年9月12日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	平成30年9月12日 午後3時37分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 平 清 志	6 番	中 村 秀 克
	2 番	宮 平 讓 治	7 番	中 村 勇
	3 番	宮 平 喜 文	8 番	宮 里 祐 司
	5 番	垣 花 太 郎		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	3 番	宮 平 喜 文	5 番	垣 花 太 郎
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	教 育 課 長	宮 平 壮一郎
	副 村 長	宮 平 真由美	総務・福祉課参事	田 中 英理子
	教 育 長	中 村 光 男		
	総務・福祉課長	松 田 力		
	産 業 振 興 課 長	中 村 悟		
	会 計 課 長	垣 花 健		

平成30年第3回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成30年9月12日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（認定第1号～認定第8号まで）
7	認 定 第 1 号	平成29年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について
8	認 定 第 2 号	平成29年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
9	認 定 第 3 号	平成29年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
10	認 定 第 4 号	平成29年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について
11	認 定 第 5 号	平成29年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
12	認 定 第 6 号	平成29年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
13	認 定 第 7 号	平成29年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
14	認 定 第 8 号	平成29年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

○ 議長（宮里祐司）

ただいまから平成30年第3回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 宮平喜文議員及び5番 垣花太郎議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月13日までの2日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から9月13日までの2日間と決定しました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りした報告のとおりです。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

平成30年6月13日～平成30年9月13日

6月26日	例月出納検査（航路会計・特別会計）
6月27日	例月出納検査（一般会計）
7月12日	南部広域行政組合臨時議会
7月13日	県産品優先使用の要請
7月18日	例月出納検査（航路会計・特別会計）
7月19日	例月出納検査（一般会計）
7月24日	沖縄県町村議会正副議長・正副委員長研修会
7月25日	沖縄県町村議会事務局職員研修会
〃	沖縄県町村監査委員協議会監査職員研修会
8月 7日	沖縄県介護保険広域連合議会全員協議会・研修会
8月20日	平成29年度決算審査
8月21日	平成29年度決算審査
〃	沖縄県介護保険広域連合議会定例会
8月22日	平成29年度決算審査
8月28日	例月出納検査（航路会計・特別会計）
8月29日	例月出納検査（一般会計）
9月 5日	全員協議会
9月12日	平成30年第3回座間味村議会定例会
9月13日	平成30年第3回座間味村議会定例会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょうから2日間、定例議会、よろしく願いいたします。

行政報告の前に、せんだって行われた村議選におきましては、皆様、大変お疲れさまでございました。現職の皆様が御当選をしたということで、またこれからも新議会になりましても、行政と手を取り合って頑張っただけならばと思えますし、私達も議会側としっかりと意見交換をさせていただきながら、いい村づくりのために頑張っていきたいと思えますので、御協力よろしく願いいたします。

それでは、平成30年第3回座間味村議会9月定例会行政報告を行います。お手元に資料は配付しております。平成30年第2回座間味村議会定例会、平成30年6月12日に開催されましたが、以降の主な事項についての行政報告はお手元にお配りしたとおりでございます。朗読は省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

行政報告

平成30年9月12日

平成30年第2回座間味村議会定例会（平成30年6月12日）以降の主な事項について行政報告いたします。

平成30年	6月13日	沖縄県離島航路確保維持改善協議会
	6月15日	内閣府面談
	〃	町村会政務調査
	6月18日	環境省満喫PJ委員来村
	6月19日	北那覇青色申告会通常総会
	6月20日	カード決済代理店業務開始記者会見
	6月21日	座間味村総合教育会議
	〃	沖縄県市町村職員互助会定期総会
	6月22日	那覇警察署長来訪
	6月23日	慰霊の日 沖縄県全戦没者追悼式典
	〃	マリリンカップ
	6月24日	サバニ帆漕レース
	〃	南城市庁舎等複合施設落成式典
	6月26日	町村会と沖縄電力面談
	〃	沖縄県地域振興協会定時総会
	〃	離島フェア開催実行委員会
	〃	離振協・過疎協合同研修会
	6月27日	南米視察訪問説明会
	6月29日	座間味老人クラブ総会
	7月 2日	ハワイ調査事前視察（6日まで）
	7月12日	農林中金面談
	7月13日	県産品優先使用要請来訪

// 寄付金贈呈式
 7月17日 JTB面談
 7月18日 沖縄県町村会総会・離島研修（19日まで）
 7月20日 沖縄タイムス創刊70周年記念祝賀会
 7月24日 ニシバマビーチオープニング
 // 療育相談森川氏面談
 7月25日 沖縄銀行 高橋支店長面談
 7月26日 ヨットレース協賛企業お礼
 // 船舶建造計画等検討委員会
 7月27日 一括交付金成果目標設定説明会
 // 土地開発公社理事会
 7月31日 病院事業局長面談
 8月1日 沖縄空手国際大会オープニングセレモニー
 8月2日 沖縄地域振興協会理事面談
 // 大和リース社長面談
 8月3日 南米3国110周年記念式典（15日まで）
 8月16日 DMO法人登録書授与式
 // 県市町村課・企業局面談
 8月17日 南部離島・県議会議員との意見交換会
 8月18日 ざまみ祭り挨拶
 8月22日 ざまみ石油来訪
 8月23日 日本郵便 諸見里・金城氏来訪
 8月24日 環境省来客
 8月27日 法務局来訪
 // 日本郵政全体共済会来訪
 8月28日 災害対策専門研修
 8月29日 自治会館管理組合監査
 // 県企業局面談
 // 町村会正副会長会議
 // 沖縄県離島海運振興株式会社取締役会
 8月31日 大和リース事業打合せ
 9月1日 座間味ジュニアヨットレース（2日まで）
 // 阿嘉島納涼祭
 9月3日 辞令交付式
 // 座間味幼稚園新園舎開園式
 9月10日 沖縄セルラー社長面談
 9月11日 村議会議員当選証書付与式

○ 議長（宮里祐司）

これで行政報告は終わりました。

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開いたします。

日程第5．一般質問を行います。

順番に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いします。5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

皆さん、お疲れさまです。また2日間よろしくお願ひします。選挙の後で皆さんお疲れですので、一般質問も今回はちょっと少ないのではないかと思うので、ちょっとあれなのですが、私の一般質問から先にお願ひしたいのですが、1番目に、観光庁からのDMO候補についてです。私、8月17日、沖縄タイムスで、観光庁のDMOの候補にということで、沖縄市と座間味村の観光協会ということでちょっと読んだのですが、地域振興向けに国が支援ということで、観光庁は7月31日付で、沖縄市観光協会で、座間味村観光協会、宮里 哲会長、日本版のDMO、DMOの意味がデスティネーション・マネージメント・オーガニゼーション、済みません、ちょっと発音が悪いのですが、その候補に16日に登録されて、沖縄総合事務局の登録証の授与を受けたということで、DMOの登録された自治体としては、内閣府の地方創生交付金という財政支援が受けやすくなるということで、観光を生かして地域振興につなげることができるよう、県内で沖縄観光コンベンションビューロー、北谷ツーリズム・デザインラボを登録されている。八重山ビクターズビューロー、登録されることになっているということですがけれども、それに対してどれぐらいの支援が、支援の受け方には種類があるのか、その辺をお聞きしたいのですが、この新聞を最後まで読んでみます。「沖縄市の観光振興協会では、こどもの国やコザ運動公園、市内の大きな公園の観光施設、周遊するパークリズム構想、観光客を滞在させる新しい観光プランの提案を検討している」ということですが、それは施設関係ですよ。座間味村の観光協会では、国立公園に指定されて、自然環境を生かし、観光プランに提案し、欧米の観光客の取り組みや、閑散期の観光客に、誘客につなげるよう平常化を図ると書いていますけれども、それに対してもう一つ、この質問に対して、座間味村の国立公園の閑散期に、客の平常化というのを、その辺を詳しく教えていただきたいと思うのですが、それをよろしくお願ひします。

○ 議長（宮里祐司）

田中英理子総務・福祉課参事。

○ 総務・福祉課参事（田中英理子）

それではお答えいたします。企画担当からお答えさせていただきます。村観光協会は、御紹介のありましたように、ことし7月、DMO候補法人に登録されております。今後のDMO法人への登録を目指しております。御紹介のありましたように、地方創生を推進する国におきましては、地域が観光のみならず稼ぐ、その力をつけるためのバックアップ策といたしまして、観光政策に関する補助事業、各種支援メニューをこのように50程度、今年度は用意しております。こうしたメニューにつきましては、実はDMOですとか、候補法人が優先して事業採択されるというメリットがございます。また、こうした国の補助事業は、今後一括交付金が終了した後の、沖縄県内の観光地の重要な観光政策の財源とも、目されております。国立公園になってから、通年の誘客というお話を承りましたけれども、これに関しましては、このDMOの形成事業に関しまして、現在国の離島活性化推進事業というものを活用してやらせていただいておりますが、通年の観光誘客に関しましても、例えば法人を誘客しまして企業研修をする、あるいは皆様御承知のように、セーリングの全日本がただいま冬季の合宿に来ております。こうした誘致策などに対しましても、国の交付金を通

じて取り組んでいるところでございます。このような国の交付金の獲得に際しましても、DMO候補法人であるということが大きな強みになっております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

一番いいことですね、こういうことで候補に上がったということに対して私は喜んでいるのですが、これを活用して、きれいに観光の発展につなげていただきたいと思います。質問したのですが、有効活用でぜひ発展させるような形をお願いします。

短いのですが、今までの話で私も勘違いをしまして、2番目にビーチクリーンということで入っていましたけれども、そういう支援が受けられるのかと思ひまして、これとはまた部外だったということで、そのまま2番のビーチクリーンに移りたいと思ひます。ビーチクリーンを年に何回ぐらいビーチクリーンをなさっているのか、その辺をお聞きしたいのですが。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

現在、村が実施しているビーチクリーンに関してですが、県の漂着ごみ対策事業の委託を年に1回、回収調査を行っており、前年度実績で面積ですと175平米、換算値を用いた計算に基づく重量は3トンとなっております。また、県の委託を受け、海岸海浜清掃事業として、前年度実績で塵芥処理、草刈りなどを延べ日数で言いますと14日間、約2万9,400平米となっております。また一般のビーチに関しては、村で実施しているという実績はございません。村が実施している箇所につきましては、海岸海浜作業とか村にて選定を行っております。また、そういった観点とはまた別に、回収が困難なところに、そういった委託事業費をもらっているところに予算を投入しているのが、現在の進捗状況となっております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

私が一番聞きたいのは、このビーチクリーンの地域をどこまで決めてやっているのかというのが、私が一番聞きたいことなのです。ビーチだけを行っているのか。それともビーチではないところもクリーン作戦を行っているのかということです。まず1番目に問題があるのが、プラスチックの有害物が、今すごく問題になっています。今聞きますと、無人島とか島の人が通らないビーチとか浜も、かなり漂流物がいっぱいあるものですから、私はそれを見て、このプラスチックが溶けたら、皆さんはよく御存じだと思うのですが、プラスチックが溶けて、物すごく有害物になっていると。それが漂流物の中にはいっぱいあります。座間味村の無人島、また有人島もそうですが、それがどういう形で、環境省も村もその中身を把握しているのか、その辺をお聞きしたいのですが、ひとつよろしくをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今お話しがありました、まず一般的なビーチに関しては村で実施しているという実績は、今現在のところありません。ですが、各種事業所の団体とか個人さんが、ボランティアでやっているというのが現実であります。そういった協力もいただきながら、そういった方に必要であったらごみ袋を支給したりということを行っております。もう1点、ふだん行かないところ、要はプラスチック等がたまったり、みんなが掃除に行

けないところに関しては、先ほどもお話ししましたように、沖縄県の漂着ごみ対策事業を活用して、そういうところを選定して実施しております。その事業の中では、ごみの回収作業と発生抑制という2つの事業があって、今現在、発生抑制事業を村で実施しております。発生抑制事業に関しては、子供たちへの環境教育も含めた事業をやっております、昨年度は座間味島だけだったのですが、今年度から阿嘉、慶留間も学校と協力合って、発生抑制、そのごみがどこから流れているかという研究もしながら、ごみを捨てたらだめだという発生抑制事業は行っております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

座間味村の有害物のプラスチックの問題で、そのまま放っておくと、テレビでもよくごらんになっていると思いますけれども、この有害物が10年後、20年後にどうなるかということでテレビでやっていたのですが、魚が食べて、最終的には人間が食べる。そのようになってくると、やはり二、三十年後には自然がほとんど破壊されるのではないかということまでも言われておりますので、ぜひこの辺を環境省と一緒に調査した上で、大体どの地域にはどれぐらいのごみがたまっているとか、その辺を調査した上でどうすべきかを検討していただきたい。私はそれをお願いしたいのですが、それについてどうですか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今、御指摘のありました件につきましては、この県の事業も、直接は環境省の事業で、県を經由して私たちは委託事業を行っております。今、垣花議員がおっしゃいましたように、この漂着ごみに関して、座間味村のみならず、ほかの離島、全自治体が抱えている問題でもあります。その辺に関しては予算の限りもありますが、今おっしゃったように、場所の選定とかもう少し、こちらに環境省の事務所もありますので、そういった方と連携をしながら、よりよい回収事業に取り組めたらと思いますので、よろしく申し上げます。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

わかりました。もう一つの質問です。ビーチクリーンのごみについて、回収後、この回収ごみをどこにどのような形で処理をしているかをお聞きしたいのですが。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

回収のごみにつきましては、燃やせるものは小型の焼却炉で燃やしております。また、そういう可燃物以外のものに関して、ほかのごみと一緒に、粗大ごみ等と一緒に那覇に搬出しているところでもあります。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

これは環境省と一緒になさっているビーチクリーンもありますよね。その辺をお聞きしたいのですが。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

済みません、環境省と一緒に、主体になってビーチクリーンを行っているのではないです。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

わかりました。今現在、私は阿嘉のことしかわからないのですが、ビーチクリーンで掃除した後に、そのごみがラムサール条約にも決められているニシバマビーチ。このビーチに観光客がひっきりなしに行くその道路に放置されています。それも見苦しいものですから、今度パトロールするときにごらんになったらすぐわかると思いますので、それが本当に表に出ているのです。これはぜひ片づけていただきたい。本当に、漂流物だと一目瞭然です。その辺をぜひ片づけてほしいと思いますけれども、それについてお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今、垣花議員からありましたように、ちゅら島パトロールも、来週、再来週、阿嘉島、慶留間島を実施予定ですので、私も実際現場を把握していないものですから、その辺、議員と一緒に現場を把握して、どういった対策ができるかを検討して、早急に取り組みたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

ぜひ片づけるような形でお願いしたいです。以上で私の質問は終わります。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

続きまして、2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

きょう一日よろしく申し上げます。私は3点ほど質問を用意しております。まず初めに定住促進と村民が安心して暮らせる環境づくりについてですが、阿真地区に予定している村有地の有効利用についてですが、村が考える幾つかの計画があると思いますが、どこまで計画が進んでいるのかお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

阿真の新しく購入した土地の件でよろしいですか。そちらに関しては、前回の議会でもお話しさせていただきましたように、今予定しておりますのが役場の職員宿舎、それと若者向けの定住促進住宅、その2件を予定しております。その後、集落内の新しい敷地内に緑地公園も計画しているところであります。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

たしか6月議会、本議会終了後の、本議会での説明ではなくあくまでも案という形で資料を配って、この件に関しては、仮の案だという形で我々議員と、その後開かれた阿真地区での初会、総会でも同じような内容で説明があったのを、私も確認しているのですが、我々議員にもですが、阿真地区のほうでも案だという話だったので、その後、この計画に関しては住民との意見交換会等、何度かやりながら、その中では住民の意見もしっかりと取り入れながら、この計画が形になっていくものだと私も思っていたのですが、今既にホームページ上には、職員宿舎の整備事業の募集要綱が掲載されておりますが、具体的な中身も含めて、全

体的な構想も含めて、もう少し住民への説明が行われないのかどうかお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今の職員住宅、定住促進住宅については、村としても進めていく予定であります。またさらに、莫大な土地も、敷地が残っていますので、そういったほかの段階におきまして、前にお示ししましたように、まだ何も計画が入っておりませんので、そういったものに関しては、今言うように意見を聞きながらどういったものやっていくかというのは考えていきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

職員に関しては、今の職員の住環境を見ても、確かに安心して暮らせる生活の空間が必要なのはわかりませんが、同じく、職員だけではなく、地域住民もまだまだ住環境が不足していると思います。今予定している職員宿舍の戸数と、必要な職員がどれだけいるのかは把握していますか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

職員の中で希望調査をしたところ、その当時は6世帯という要望がありましたので、もともと6世帯を予定しておりました。今現在8世帯になっております。8世帯に関しては、幼稚園の先生不足、そういったこともありながら、委員会ともヒアリングをしながら現在の8世帯という予定にしております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

課長の説明の中では、今現在建築予定が8世帯で、職員も実際に必要な人数は6世帯。村営住宅に最近3軒入ったと思いますが、そのときに、村営アパートに必要な住民はたしか13軒ぐらいだったと聞いております。その辺から見ても、職員住宅よりも住民のほうがもっと住宅を必要としているのではないかと思うのですが、また、職員も家へ帰れば地域の住民の1人です。村営アパートをつくれば、住民だけではなく職員も同じように抽選、応募する権利があると思います。その中で、何軒かある村営アパートの中の何戸かに職員が入るのも普通に可能だと思います。また職員住宅をつくれば、そこに一般住民が入ることは不可能だと思いますが、その辺はどうお考えですか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

昨年の12月か3月、ちょっと記憶しておりませんが、宮平譲治議員からありましたように、職員住宅も必要ではないかということで、そういったものを踏まえ私たちは計画しております。今おっしゃいましたように、村営住宅、13世帯を終わりました。我々としても、村としても村営住宅の必要性は十分認識しております。その中でも、今おっしゃったように、公務員も職員も同じようにという条件があるのですが、公務員におきましては所得制限で引っかかって、入居の対象にならないというのが現状であります。もしそこで応募者がいなかったら入れる対象にはなると思うのですが、そもそも入居基準に関して、所得制限で引っかかるものですから、その辺が難しい現状となっております。ですので、我々村としても職員住宅は必要なの

かなど。それはまた公営住宅とは違い、別の家賃算定で、しっかりと村の財政負担にならないように、家賃収入で、その建物の償還ができるようにとは考えております。13世帯のうちでも、実際抽選に残ったのが6世帯、その原因につきまして、やはり今言うように、入居の選考に漏れたのが家族構成とかいろいろなのがあります。6世帯が残っていますが、やはりそういった方も公営住宅の縛りがあって、公営住宅法の縛りがあってなかなか入れない方もいらっしゃると思いますので、先ほど申しあげました定住促進住宅、それに関して、その公営住宅法に基づかない基準で選考していますので、もともと申し込まれても、対象に外れた方でも、申し込みの対象になるような制度をつかって、できるだけそういう住宅の解消にも努めていきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

確かに私も以前、何月議会だったか忘れてましたが、職員宿舍の必要性を要望したこともあります。今もそれは必要だと思っています。今課長が説明した内容を、今住民は、なぜ村営アパートが先ではなく、職員住宅なのかという疑問を持っている住民も多くいます。その辺の説明を、全体的な計画も含めて、住民の前でしっかりと必要性を、今のような形で説明することによって、住民もしっかりと納得した形でいい話し合いができると思いますので、ぜひできれば早目に職員住宅の建築も含め、今後の計画も含め住民説明会をぜひ持っていただきたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今、宮平譲治議員からありましたように、説明不足だったというのはこちらも再認識して、その辺の説明をどのように行うかも調整して行っていきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

ぜひお願いしたいと思います。あと、この計画の中で、建物の配置もそうですが、道路の配置ですが、ここに、ホームページ上では図面も出ていますが、今、阿真地区の総会で駐車場の問題が上がっていました。この計画を見ますと、まだまだ駐車場がないという問題点が指摘されている中、阿真のキャンプ場のコテージの横の駐車場のど真ん中から道路が通るという計画になっています。そうすると、この駐車場がほとんど利用できない状況になると思います。その辺も含めて、道の配置も考えてほしいのですが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

道路の配置につきましては、現在通っている道路があると思いますが、その辺の地権者が複数かぶっております。現在、新しい土地を購入したことによって、地権者に負担がかからないように現状の道にしております。その間の道に関しては、やはり真ん中を通すことで土地の有効活用が一番やりやすいということで計画を行っております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

できれば私が思うに、駐車場不足は今後も観光に関していろいろ力を入れて、観光客がふえる要素はあると思います。またレンタカーもふえていますので、駐車場を最大限有効活用するために、コテージの北側を通して、今予定している敷地内の後ろを通した形で、さらに駐車場を横切らない形で考えるほうが理想的だと思いますが、その辺も含めて住民との意見交換の中からいろいろなアイデアが生まれてくると思いますので、その辺、駐車場にお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

駐車場の件に関しては、今の現在の道路でもあいている用地には、少ないスペースですが駐車スペースをつくろうかと思っております。また、当然車の台数に関しては、おのおの一個人で数台持ったりして、駐車場は何台必要なのかというのは、こちらでも実際のところ把握はできないというのが現状であります。やはりその辺に関しても、村の土地もそんなに多くないものですから、その辺、駐車場対策に関してはまた別問題で考えていきたいと思っております。今おっしゃっていた道路の件に関して、後ろのほうから、コテージの北側から通すという意見等もあるとは思いますが、私たちとしてはやはり集落に入っていく道、それをつなげるために向こうからがベストだと思っておりますので、これは今お示ししているとおりに進めていきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

駐車場に関しては、今後も住民だけでなく観光客もどんどんもっと必要になってくると思っておりますので、その辺も含めて、しっかりと住民説明会の中で議論しながら考えていただきたいと思っておりますので、まず住民説明会を開くことをお願いしたいと思っております。阿真地区の宿舎の建設に関しては、これで以上です。

次、同じ項目ですが、定住促進と村民が安心して暮らせる環境づくりの中でもう一つ必要なのが、保育園の設置だと私は考えているのですが、以前、座間味偕生園施設内に保育所の設置を計画していたはずですが、その計画はどこまで進んでいるのかをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

済みません、休憩いいですか。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

平成24年度から今までの進捗状況ということですが、今現在村としても、子育ての観点から、地域型保育事業の中の家庭的保育事業を、今年度実際行おうと進めているところであります。

- 議長（宮里祐司）
2番 宮平譲治議員。
- 2番（宮平譲治議員）
内容はこういったものになるのでしょうか。
- 議長（宮里祐司）
松田 力総務・福祉課長。
- 総務・福祉課長（松田 力）
内容は、ゼロ歳から2歳児までを対象にした保育所となっております。
- 議長（宮里祐司）
2番 宮平譲治議員。
- 2番（宮平譲治議員）
施設はどのような形で。
- 議長（宮里祐司）
松田 力総務・福祉課長。
- 総務・福祉課長（松田 力）
この事業に関しては、今現在、場所につきましては偕生園の中だと考えております。
- 議長（宮里祐司）
2番 宮平譲治議員。
- 2番（宮平譲治議員）
以前計画されていた保育所をそのまま進めているということなののでしょうか。
- 議長（宮里祐司）
松田 力総務・福祉課長。
- 総務・福祉課長（松田 力）
そのとおりでございます。
- 議長（宮里祐司）
2番 宮平譲治議員。
- 2番（宮平譲治議員）
その形はいつごろから活用されるのか。今現在、活用されているのでしょうか。
- 議長（宮里祐司）
松田 力総務・福祉課長。
- 総務・福祉課長（松田 力）
済みません。私の説明不足でありまして、今、それに向けた取り組みを今年度から再度行っている現状があります。当初、平成24年度からそういった計画がありましたが、その当時に関しては、国の定めた基準、認可保育施設の基準を満たすことが困難なため、なかなか進まなかったのが現状であります。その中で平成27年度から規制緩和等になり、そういった小さい保育所に関しても、無認可から認可事業になったということから、現在そういった規制緩和に伴い、再度新たに計画しているというところは、今現在の進捗でございます。
- 議長（宮里祐司）
2番 宮平譲治議員。
- 2番（宮平譲治議員）

今現在、座間味村においては夫婦共働き、特に若い世代の共働き家庭がほとんどだと思います。子供を安心して預けられる施設を急いで求める地域住民もいますので、これは来年度からスタートできるのかどうか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

来年度からとは、はっきり限定はできないのですが、やはり今宮平譲治議員がおっしゃったように、共働き世帯が多いのは村としても把握しておりますので、次年度、平成31年度4月からスタートということは今断言できませんが、やはり今言った悩みを解消するために、できるだけ早急に取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

以前、二、三年前に計画があり開園スタートするということをやっていた、今まで来ております。今回も急ぐという課長の答弁ですが、しっかりと本当に早急に形にさせていただきたいと思っております。この件に関しては、追いかけてながら、ちゃんと形になるまで見ていきたいと思っておりますので、以前のような形で今までだったら開園するという話で進んだままで来るようなことがないよう、今後もよろしくお願ひしたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

済みません。ただらしていたことに関しては、こちら申しわけないと素直に謝罪したいと思います。がしかし、先ほども申したように平成27年度、平成28年度から規制緩和に伴って、こういった保育事業自体の規制が緩和されたものですから、今現在、素直にスムーズに進めていけるかと思っておりますので、早期に実現できるように取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

実は偕生園の立ち上げのとき、私がかかわっておりました。そのときに、高齢者と子供がともに過ごせるような、時間を共有するような施設、複合施設として一括交付金を活用させていただきまして、偕生園の立ち上げに協力をさせていただいた経緯があります。先ほど、総務・福祉課長が申しましたように、当時は社会福祉法人が無認可の保育所を経営することは認めないという県の絶対的な方針がありまして、実際、先ほど申しましたように、法律でハードルが非常に高かったものですから、認可保育所を開設するに至りませんでした。その一つの理由に、保育をする園児、児童が少なかったということもあります。その児童に関しましては、いろいろニーズ調査を行いまして、これまでに社協に委託をして、検証保育、実証保育を何度か偕生園でさせていただいた経緯がございます。その中で、一番問題になっているのが2階に保育所をつくるということで、もう一つ、避難所、避難場所の通路、経路を設けないといけないということです。そのためには改修が必要になってきます。平成27年度、どのような形で改修するかという設計はでき上がっておりますが、その費用の負担に関して、偕生園に持ってもらえるのか、また村である程度補助していくのか、あるいは県の補助金が使えるのか、その辺で今検討しているところでございます。実際、今年度、8月に沖縄本島の小規模保育所、家庭的保育所を視察に行っていました。その中で、一番村として今現在でふさわしい

保育所は家庭的保育です。その場合は、基準が非常に低くなっておりますので、まず家庭的保育所から始めて、今申しあげましたゼロ歳から2歳まで、3歳に入りましたら教育委員会とすり合わせをいたしまして、延長保育という形でいきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

大変よくわかりました。ぜひ実現に向けて頑張ってください。よろしく申し上げます。この件に関しては以上です。

次に、浄水場施設整備について進んでいきたいと思っております。座間味浄水場に関する本村の考え、ホームページ上にも地域に受け入れられる施設建設に向け尽力していくという村長のメッセージがありましたが、村が考える方向性、説明責任と、住民に受け入れられるための十分な話し合いの場がまだまだ不十分だと考えますが、村はどうお考えでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。水道広域化に関しましては、村長の就任以来の大きな公約の一つとなっております。平成32年度の水道広域化に、スムーズに移行できるよう、施設の新設や改修に向けての取り組みを進めているところであります。浄水場建設予定地の選定につきましては、浄水場の建設に必要な条件等、関係法令、事業費、用地取得が現実的であるか等を精査した結果、阿真キャンプ場隣接が適切だと判断した経緯があります。村は、反対された皆様の御意見を受け、県企業局に自然保護、環境保全への一層の配慮と対策を要請してまいりました。キャンプ場隣接予定候補地とする現計画において、自然保護については、予定地の脇を流れる阿真ビーチにそそぐ河川には、放流水は流せないと回答をいただいております。環境保全につきましては、明かりが漏れず静穏性の高い施設にすること、また景観につきましては、高さを低く抑えることや隣接する艇庫と同色の塗装を施し、周囲は植栽で囲む等、自然環境と調和が図れるよう配慮することを聞いております。村といたしましては、このような条件面で問題はないと判断し、現候補地で進めることに対し、異議はありません。一日でも早く上質な水を提供できるよう、事業主体であります県企業局と連携を図り、本事業の早期実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。御質問のありました住民等への配慮につきましては、これまで県企業局において2回の説明会を行っております。今後、説明会等の開催について、村といたしましては特に考えておりません。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

村長に答えてほしいのですが、村長がこの必要性を強く訴えて、この村のためにしっかりといろいろな努力をしてきたと思います。これに関しては、村長の思い入れが非常に強いものだと思いますが、これまで2回の住民説明会がありましたが、そこに1回も村長の顔はありませんでした。今私が言いたいのは、住民はまだ十分に理解していないものだと私は考えています。課長のほうから反対派どうのこうのがありますが、これに関しては反対ではありません。キャンプ場用地よりも、もっとダム下流域のほうが適しているからだというので、地域住民は動いて、いろいろな形で努力をして、キャンプ場から候補地の変更を求めているという途中であります。これまで、ほぼ建設最終段階になって住民への説明、我々議員にも、もっと早い段階で説明がほしかったのですが、それもなかったのですが、村は、この事業に関して何度か住民と村との、

企業局抜きでの説明を私も要望しましたが、県企業局の事業主体だということで、村側の勝手な意見は言えないという形で村と住民との説明会を私も断られました。実際、この計画に関しては村がどこまでかかわってきたのか。最初から企業局任せなのか。実際には一緒になって計画を進めてきたのかお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まずは御質問についてお答えをさせていただきます。座間味村、行政側が企業局とどのようにかかわってきたのか。最初に、水道の広域化に関しては何度か申し上げているとおり、私が村長に就任して以来、沖縄県に対して、私のほうでこういう広域化というものを進めたいという大きな構想の話をさせていただいたところから始まっております。その中で私たち座間味村におきましては、平成32年の水道の広域化の実現に向けて、平成26年に沖縄県と協定を、座間味村だけではなくて近隣の離島自治体は協定を結ばせていく中で、仕事が始まったということでございますが、それぞれの自治体と沖縄県企業局、あるいは沖縄県の水道部局は県知事部局になりますが、そちらの3者でいろいろと議論をさせていただく中で、この水道の広域化については進めさせていただきました。阿嘉島、慶留間島地区、座間味島地区と2カ所の地区がありますが、阿嘉、慶留間に関しては、もう既に話が進んでいるところで、さまざまに関しましても、今、議員の皆さんが御存じのとおり今の状況になっているということでございます。土地に関しましても、企業局だけで判断をしたというよりは、企業局から、水道の広域化の実施が座間味村でも始まるということが決まって、二、三年前からだったと思いますが、用地の選定について御助言をいただいております。今回、多くの方々から何案か示していただいた場所の一部分もその場所には入っております。その中から、私たちとしては細かいことはわからない部分もございます。例えば面積はどれだけなのか、法令的にどういうことが必要なのか、ここにつくるメリット、デメリット、A、B、Cいろいろあるのでしょうか、そういったものを総合的に勘案して、もちろん地権者の問題もございます。そういったところを総合的に判断して、企業局さんのほうで最終的には確定していただいたということが私の認識でございます。とりあえず、今の質問に関してはそれでお答えをさせていただきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

この件に関しては平成27年度からスタートということですが、実際にこの件が表に出てきたのは、まず最初に企業局と産業振興課長だと思いますが、産業振興課が平成30年3月14日に、阿真区長に建設予定地の説明をしに伺っています。その1週間前に、本村では3月7日、8日と3月定例議会が開催されています。そこで、議会への浄水場に関する説明は、まだ何の説明もなされていません。次に、第1回目の浄水場説明会に関する案内掲示が6月12日に張り出されています。これは6月18日に第1回目の浄水場に関する説明会を開催するという案内でした。それも6月定例議会の会期中にこの掲示がなされております。その際にも、我々議員には何の周知も説明もありませんでしたが、我々も住民と同じタイミングで、この事業に関しては詳しい説明を受けたのですが、その辺、我々議員に事前に説明をしながら、しっかりと住民とこの件に関して議論する必要性はなかったのかどうか。なぜそういう形がとられたのかお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。議員の先生方に説明ができなかったことに対しては、深くおわび申し上げます。当初、5

月に開催しようと住民説明会を考えたのですが、諸事情等がありまして5月18日になったところでありませ

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

企業局もそうですが、村に関してもこの件に関しては話が二転三転していると思うのですが、まず浄水場建設に関して、いろいろ調べていくと平成27年度に村長の施政方針の中の主要施策の概要についてというのが出てきました。その第9番目で、簡易水道事業について、その中にも平成17年度は県や企業局と連携してマスタープラン策定業務を行います。県による浄水場施設等の整備に当たっては、企業局任せにすることなく、協働して取り組んでまいりますと平成27年度の施政方針の中でもしっかりと示してスタートしているはずですが。そのことから、実際に村は、企業局とのしっかりとしたり取りをしながら、土地の選定だったりいろいろ進めてきたと思いますので、今、いろいろ住民説明会等で時間がないという形で、今の場所を推し進めようとしておりますが、なぜもっと早く、我々議員にもですが、住民説明会がもっと早い段階でできなかったのかどうか、もう一度お聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。先ほど課長からもございました、住民説明会が遅かったのではないかと。議員の皆さんに対する説明もなかったじゃないかということに関しましては、私たちが深く反省をしないといけないというところがございます。本当に申しわけございませんでした。ただ、この水道の広域化を進めるに当たりましては、ちゃんとした議場の議論の中だけではなくて、いろいろな場面で、懇親会を含めていろいろなところで紹介をさせていただいた経緯もございます。宮平譲治議員からおっしゃっていただいたように、事業自体には大賛成だということも踏まえて、私たちが一生懸命期待に応えようということで頑張ってきたところなんです。企業局に任せていたのではないかとこの話もございますが、平成27年に協定を結びまして、それから定期的に担当同士での意見交換、その中には用地の問題だけではなくて、浄水をする方法であったりとか、もちろんだれだけの量をつくるのかとか、座間味村、あるいは阿嘉島、慶留間島の地域特性、あるいは気候等地形も含めて、海水淡水化がいいのかとか、いろいろなことを協議させていただいております。ここはたしかに事業主体が沖縄県企業局になりますので、企業局に音頭をとってもらって、私どもも意見交換に参加させていただいたり、それまで私たちなりの考え方を述べさせていただいたというところはあるので、そこはまずしっかりと議論をさせていただいたということにはございますので、企業局任せではなかったということは、一言申し添えさせていただきたいと思っております。

それから、各種代替案につきましても、3案ほどいただいております。私も見せていただきました。代替案の場所につきましても、いろいろな制約等もありまして、やはり今の場所が一番いいのではないかとこのところが最終的な結論になるわけですけれども、今回いろいろと、現場所ではいけないという理由の大きな一つとして挙げられていたのが、放流水問題だと私は認識しております。もちろんこの施設をつくる説明会の中で多くの反対が出たことも認識をしていく中で、まず一番大きかったのが放流水の問題だということで、私もそれに関してはしっかりとデータどりができないと、なかなか前に進まないのではないかと考えたのは事実であります。ただその中で、沖縄県企業局におかれましては、しっかりと専門家の話を聞く中で、まずかめには大きな問題はないと。いろいろなデータを集めてきたのですが、それでもなお、県企業局に対しては、私からもしっかりと対応していただけないかというお願いもさせていただく中で、最終的に沖縄県

企業局のホームページにも掲載されていますとおり、放流水に関しては脇の川から阿真のビーチには流さないという回答をいただくことができましたし、それはホームページにも実際に載っております。そういったことで、まず一番大きな問題はクリアしたということ、それから景観も含めて、ほかの場所で本当にどちらがいいのかという話になりますと、いろいろな議論があるかと思いますが、面積の問題、あるいは諸法令等の問題、それから個人的ないろいろな見解があると思いますが、見た目の景観を含めて考えますと、果たしてどこがいいのかというのは、議論の余地があったのかもしれませんが、私としてはこの中で提案をいただいた3案よりは、確実に今の場所がいいと考えております。放流水の問題がクリアできたことで、私はさらにその中で、先ほど課長からありましたように、景観に配慮した建物にするということも含めて、総合的に勘案させていただきますと、企業局の提案していただいた場所に、私はぜひともつくっていただきたいと思っていますところでございます。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

そこにこだわる理由が全然わからないのですが、浄水場に関する村長の施政方針が出た同じ欄に、その上の8番目に、環境保全についても述べられていましたが、読み上げます。「本村の恵まれた自然環境は、村づくりには欠かすことのできない重要な財産です。本村の恵まれた自然環境は村づくりには欠かすことのできない貴重な財産です。平成23年3月5日に、国内では31番目の国立公園として、慶良間諸島国立公園に指定され、国内及び海外から観光客が増加しましたが、一方で自然環境保護の重要性も高まっています。今後、座間味村の自然環境を保全するとともに、大きな財産であることを認識し、環境省を初め、関係機関と連携を密にして環境保全に取り組んでまいります」と。幾ら景観に支障がない建物を考えると言っても、今、話が、排水問題を解決することによってこの問題を解決しようという動きになっているような気がしますが、どんなに環境に配慮した建物をつくったからって、実際にコンクリートの建物があの場所に建つわけですから、どんなに配慮したからって景観が変わるわけです。だから排水問題がどうのこうのではなくて、最初の1回目の説明会に戻りますが、そこで最初に出たダム下流域の案も出ておりましたが、そこが除外された理由の一つとして、土地の交渉が困難だと、細かい土地がたくさんあって、この施設建設に必要な用地の確保が困難だということが挙げられておりました。その中で、副村長もこの場所を考えると、用地交渉で2年、3年かかるかもしれないと副村長も答えておりましたが、今現在、この用地に関しては、住民が動いて、わずか1カ月足らずで用地に関しては、地権者から同意を得て、この事業に必要な、建設に必要な用地の確保は済んでいます。だったら、最初のここが除外された理由が当てはまらないと思うのですが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

代替案、3案ほどお示しをいただいたと思いますが、ダム下流域に関してだけ述べさせていただきたい。下流域と現行案について説明させていただきたいと思います。用地の取得、現実問題、そこはやはり仕事をしていく上ではとても重要なところだと思いますので、そこは理由の一つとして挙げてもいいのかなと思っているのが一つあります。ただ、それ以外にも、例えば今のダムの下流域ですと、農地法にかぶっている部分があります、いろいろな議論があります。前のダムをつくるときに、あちらの残土をあの近辺に埋めてしまっ、農地として使えないのではないかと、いろいろな話は確かにございますが、私の所管、あるいは農業委員会の所管になるかもしれませんが、農地を守るというのも一つの大きなことであると思ひますし、

あの場所の生態系はまだ調べておりません。また、私からしますと、あの場所に建物をつくるほうが、余計に、私は景観上目立ってしまうのではないかと考えております。それよりは、現行の、今考えている場所には抵抗もございません。それから、そばには交流センターという建物もある状況の中で、そこに合ったような建物をしっかりとつくっていく、その現状の場所に関しては、たしか農地法がかぶっているわけではなかったと思いますので、そういったもろもろを考えますと、私はダム下流域に建てたときの景観、見た目よりは、今計画されているところに建てて、しっかりと景観を保全するような植栽であったり、塗装であったりというのがいいのではないかと。また、建物の高さも低くするという話もございますので、やはり私は今の場所が、ダム下流域よりはいいのではないかと考えております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

キャンプ場用地に景観に配慮した施設建設が可能なら、ダムの下にも可能だと思いますが、キャンプ場敷地内にそういう建設ができて、ダムの下につくると景観上よくないというのは矛盾していないでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

あちらにつくった場合が、見た目どうかという話を、今させていただいているところでありまして、ダムの下流域には何もございません。草原が広がっているところにぽつんと建つ。一方で、キャンプ場に隣接する土地というのは、昔は、私たちが小さいころは野球とかサッカーをした場所ですが、今は公園があつてそちらでやっております。ほとんど活用されていないところもありますし、先ほどから話をさせていただいているとおり、既存の公共施設もある場所のすぐそばにつくるということですので、ぱっと見ただけの目視という景観的なところでいっても、違和感がないのは、私は、ダムの下流域よりはキャンプ場のそばではないかと考えているということでございます。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

私がぱっと見た感じでは、奥にはダムがある、手前には下水処理場がある、その中間に浄水場ができました、その直線上に海水淡水化施設があります、普通に考えたら全然自然な流れだと思いますが、どうですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ダム下流域だけの話をさせていただきますと、道路からダムを見ても、ほぼほぼダムの形状は見えない状況であります。下水道施設に関しましては、あえて山と山の合間といいますか、奥まったところにつくらせていただいて、建物自体が余り目立たないようにということで、あの場所を選定したという経緯を記憶しておりますので、そういった意味では、やはりあの場所につくると目立つのではないかと話をさせていただいているところです。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

あの場所に景観に配慮した施設をつくれば、全然不自然ではないと思いますが、また、この流れからして

も、今後の管の整備にしても、キャンプ場につくった場合、企業局の中で、最後の、限られた予算の中でしかりと整備を進めていくとありますが、逆にそこにつくることによって、今考えている予算よりもさらに削減できると私は思っているのですが、どうですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

その辺に關しましての積算は、行政、座間味村では行っておりませんのでお答えしかねるところでございます。いずれにせよ、あの場所ですっきりと予算が確保できると企業局が考えていることだと認識をしております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

私も素人ですが、普通に考えて、ダムから海水淡水化施設の中の直線上にこの施設ができるのと、これまでそういう関係の施設がなかったキャンプ場までの管の整備となると、建物だけの事業費ではなく、それ以外の経費がダム下流域で考えるよりも絶対増大していくと思います。また、今回の説明でもそうですが、そこには触れておりませんが、キャンプ場用地に施設ができた場合に、その後の送水のための備蓄タンク、貯水タンクが新たに必要になってくるということはないですか。計画はあるのかどうか。今、ダム下流域で考えるとそういうことは起こらないと私は思っているのですが、キャンプ場にそういう施設ができると、そこからの送水を考えた場合に、さらにそれに必要な新たな貯水施設の建設が必要になってくるとも思いますが、そういうことはないですか。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

いずれにしても、最初に言った、住民がまだ納得していない段階でこの事業を推し進めるのは、私はどうかと思っております。今、宮里村政が掲げる、座間味村第4次総合計画の中で、座間味村の基本方針の人づくりの中にうたわれていますが、地域のために積極的に行動する村民と、村民のニーズを高めて地域にしかりと寄り添う行政、その協働によってこの島々に夢を描くことができ、希望を持てる地域づくりを目指しますとうたっております。今、村がとっている行動は、そこは真逆の行動、住民の意思を全く酌みとっていないような行動に思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御意見として承りたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

しっかりといろいろな意見を反映させることで、島に住む住民一人一人がしっかりと村の恩恵にあやかり、一部のための行政ではなくて、島に住む幅広い人たちが豊かに生活することにつながると思いますので、まだまだ住民への説明が不足していると思いますので、もっと議論を尽くすべきだと思っております。この件に関しては、後々後悔しないためにも、私は戦っていくつもりではありますが、絶対キャンプ場用地に建設することは、私は理解できません。この件に関しては以上ですが、もう一つの観光協会に関しても時間をかけて議論したいと思いますので、今回は、この件に関しては省かせていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

こんにちは。短めで終わりたいと思っております。最低賃金についてであります。去る8月10日、厚労省は、全国の最低賃金の改定額を公表いたしました。沖縄県は25円引き上げられ762円となり、10月から順次適用されるという報道もありましたが、座間味村の最低賃金は、今、日当6,000円でありますので、改定後、762円になります。それを日当8時間計算をしますと6,000円を上回る。座間味村は改定額を下回るわけですが、村はどうお考えでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

中村秀克議員が申したように、最低賃金の改定は実は毎年通達が来ております。今回、中村秀克議員から御指摘がありましたように、日雇い職員に関しては最低賃金を下回るという、私たちにも既に通達が来ていますので、そういった面も勘案しながら、事務の非常勤の職員の賃金の時給についても、規則で改定を行っており、10月1日から適用していきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

予定額としては、日当幾らぐらいを予定していますか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

日雇いの作業の賃金におきましては200円アップの6,200円。また、今まで問題になりました機械使用人等の採用賃金に関してまた別で設けて、機械使用人に関しては9,000円の改定を行っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

6,200円で、前にも、一般質問ではないですが別件の賃金の件で、実際、所得税が約500円ぐらい

引かれて手取りで5,500円前後だと思うのですが、これに関して、いわゆる確定申告をすればそれが還付されるということでありましたが、これは以前、多分記憶にあるのですが、こういう作業日当の方々は、年末、源泉徴収票が配付されていたと思うのですが、今、それはやっているのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

それも実質行っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

実際、日雇いの人で作業をしている方が、確定申告に来られているという状況はあるのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

人数までは把握しておりませんが、ほぼ、やはり還付があるということで、その辺に関してはきちんと確定申告をされていると思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

詳しい全体的なあれは把握できていないわけですね。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

賃金に対して、されているかされていないかというところに絞りましたら、正直お答えすることはできないのですが、基本的に未申告者はほとんどいませんので、恐らくはほとんどの住民の方がきちんと確定申告をしているとこちらは把握しております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。それは改定がやられるとスムーズに10月1日から6,200円、日当の支払いができるということで、これからの作業に対しては6,200円の順次告知、区長会等で連絡いただければ、その旨作業をする方に連絡がいくかと思しますので、その辺は報告等、区長さんたちにも連絡をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。1項目めについては以上であります。

2番目、阿嘉港旅客ターミナルのエアコン設置についてであります。阿嘉港旅客ターミナルのエアコンが故障して、久しく長い、3年、4年ぐらいになると思うのですが、来年度の予算にぜひとも計上して、ゴールデンウィークまでに設置していただきたいのですが、どうお考えですか。見解を伺います。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

御提案いただいた阿嘉港旅客ターミナルのエアコンの故障につきましては承知しているところであります。限られた修繕の予算の中で、早急に修繕に向け検討してまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

今回選挙があるので自分の立場もわからなかったのですが、12月議会では予算計上が間に合わないと思って、どうしても9月にはやってほしいということで出しました。エアコン、前向きに検討するということが非常にありがたい話ではありますが、それに関連といたしますか、今年度、旅客ターミナルの中の飲食スペースの貸し出しは、受付をやったりとか実際に事業をやったというものはあるのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

募集をかけて事業実施をしているところであります。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

これもいわゆるシーズン限定、半年間というあれだった、前年度はそういう形でやっていたと思うのですが。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

昨年同様、半年間でやっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

やはりこういう事業をする方も、エアコンがあるのとないのとでは、商売の売り上げも全然違うと思いますので、また、やはり見てみると、何か休んでいる、休みのほうが多かったのではないかと。せっかく家賃を出してやっている割には、営業していないということは、お客さんも少ないし、観光で来る方は1日とかで、島の人でも有効利用するには、年間契約1年間、ずっとあける形で、島にいる人たちも利用できるような、飲食店経営をできる方にやってほしいと。休みが多いとなるとなかなか島にいる人も足を伸ばさない形になりますので、座間味に比べて阿嘉は非常に飲食店が少ないので、そういう面で、観光に来る人たちからもいろいろ言われます。お店はどこがあるのかと。2泊、3泊すると、今2カ所、新たに去年できたのですが、それでもまだ少ないと思いますので、せめていい施設があるのですから、ちゃんと1年間フル稼働できるような飲食スペースの募集をかけてもらいたい。それにはやはり、エアコンは非常に重要でありますので、その辺、課長はどうお考えですか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

御指摘のとおり、そういった飲食店にはエアコン等が必要だと思いますので、先ほど答弁したとおり、早急に改善していきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

夏場の半年契約ではなくて、年間契約での募集をかける予定はありますか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

その方向で検討してまいりたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

よろしく願いいたします。私は以上です。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

皆さん、こんにちは。午後の部、私は今回、一般質問は2件しか出していないので、これまで1期4年間、議員として務めてまいりました。そして去る日曜日、2期目の当選を果たすことができ、自分自身は嬉しく思っていますけれども、執行部の皆さんとしては一番厄介なやつが通ったなということで、非常に頭を抱えている話も聞きましたが、それでもひとつよろしく願いいたします。私が一番言いたいのは、この4年間、私たち議員は、今から4年前、5人が1年生議員でした。2人がベテラン議員ということで、私の所感的な考えですけれども、この1期4年間は行政中心の議会運営であったのではないかと思います。もちろん我々にも各行事がありますし、家庭的なこともあります。もちろん議会の招集は村長がかけるわけですが、私がどう見ても、どうも行政中心の議会ではなかろうかと思っております。その証拠に、去る9日の議員選挙、告示が4日、5日が全協、9日が投票、投票が終わったらもちろん、それぞれ通った人もそうじゃなかった人も、それなりの支持者と一緒にいろいろやります。私事で申しわけないのですが、2日間、家に押しかけてきて、きのうも押しかけてきた人がいたのですが、あすから議会がありますので、済みませんけどきょうは帰っていただけますかということで、返した方が四、五人います。そういう意味からすると、今回の9月定例議会というのは、平成29年度の決算議会です。我々に、方言で言えばイーチャクビさせない、一息もさせない。8月末は旧盆もあつたりして非常に忙しかった。それから個人的にも、皆さんそうですけれども、選挙のポスター、それから名刺、チラシ等、きょう行って、あしたすぐできるものではないです。その間に、二、三回那覇を往復したり、そういう面で非常に慌ただしい時期にきょうの議会ということで、一般質問も2件しかないのですが、これは今後、決算議会と補正議会で足りない分は突っ込んでいきたい、あるいはお聞きしていきたいと存じております。どうかひとつよろしく願いいたします。

第1点目、不燃物の処理について。皆さん、この質問が上がるからではなくて、ごみ捨て場に行って見たことはありますか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

はい。確認はしております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これは質問が上がってからですか。それともたびたび見に行ったりしているのですか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

回数までは存じ上げないのですが、数回程度、自分が異動してきてからは確認しております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

その件を含めて質問していきたいと思います。御承知のように、ごみ捨て場に行くと、粗大ごみ、タンス、キャビネット、自転車、ハンガー、電子レンジ、いろいろなものがそろそろ入り口にまで迫ってきています。その担当に聞くと、いつ処理するかわからないと。ただ確かに、可燃物と生ごみはうまく処理されていますけれども、これがことしのように台風が直撃しないからいいようなものの、ここに五、六十メートルの台風が来ると、あれは散乱するのではないかと思って、これはいつごろ片づけようと思っていますか。お伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

済みません、一般質問の内容が違っているものですから、明確な答えは申し上げられませんが、やはり村として、御存じのとおり、最終処分場までないことはおわかりだと思います。それに伴い、やはり村としては最終的な処理は村外にごみを出す、そこがごみ処理の最後の処分と考えていますので、最終的には島外に出す、そういったことまでは考えております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

そういう面で非常に見苦しい状況にあります。最近、収集する方に聞くと、リサイクルも巧妙な手口で、例えばエアコンをばらして、プラスチックと金属を別々にして出す、あるいは大型冷蔵庫はしないのですが、小さい家庭用の冷蔵庫、あるいはホテル用の小さい冷蔵庫はばらばらにして、プラスチックと側の鉄板を別々にして、粗大ごみとして出す、そういうことも巧妙に行われているということも聞いております。そういうことからして、これを取り締まる方法とか、そういう方法は思いつかないものですか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

済みません、宮平喜文議員、もともとの一般質問と離れていて、私も明確なお答えができないのですが、

そもそも家電によっては家電リサイクル、いろいろあります。そういった中で、当然我々の場合は事業者から出る産業廃棄物、その辺もあります。そもそもが私たち村としての役割は、一般廃棄物。例えば民宿系の大型ごみ等に関しては、本来、各事業者で処理するものと認識しております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

そういうことで、とりあえず非常に見苦しいので早急に片づけていただきたいと思います。それと、これと関連して、今、総務・福祉課長がおっしゃるように一般質問には出ていないのですが、収集する人たちの立場になると、阿真キャンプ場、向こうには外国人のキャンプする方がたくさんいらっしゃいます。ごみを収集する方によると、燃えるごみの中に缶が入っていて、それに当然、ケチャップとかいろいろなしつこい油類が燃えるごみと一緒にあって、それを持って行ってまた分別するというような二重三重の手間が出ているのですが、これを、先ほどから言っているように一般質問とちょっと離れているのですが、ごみ関係ですから多少は答えできると思いますので、キャンプ場のくじらの里ですか、そこで受付されている方とか、あるいはそういう方の周知徹底の方法はないですか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

この件に関しては、最近キャンプ場からも環境担当にいろいろ御相談があって、キャンプ場は産業振興課であります。やはり村として最終的に処理するごみですので、この辺はまた産業振興課と現場のキャンプ場の職員と連携を図りながら、どうやってキャンプ場のお客さんに周知できるかも含めて、検討して、観光客にも理解してもらうために、いい方法はないか、これから模索していきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

この辺も当然回収する方のことも思って、やはり気配り、目配り、思いやりを持って配慮していただきたいと思います。

次に行きます。以前、ちょうど去年の今ごろの議会でしたか、集落内の道路、あちこちでこぼこがあったり、それをA、B、Cまでですか、コンサル等も含めて我々も修理箇所の地図をいただきました。ところがこれを座間味で見ると、どこも直されているケースが見当たらないのですが、その辺の進捗、予算がないのか、それともどういう状況で、これだけ観光立村、これだけ多くの人たちが夜も昼も道を歩いている。それなのに、全く補修跡が全然見えないことについてまずお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。おっしゃるとおり、平成29年、昨年度の9月議会で提示したランク付の補修状況ですが、Aランクが補修順位が高いものを優先に予算の範囲内で進めているところであります。まず初めに、慶留間島の集落内と村道慶留間阿嘉線の区画線の引き直しは完了しております。これはAランクに位置づけていました。次に、阿嘉島についてはAランクに設定しているのは、村道後原線だけですがけれども、海岸におりる箇所を除いて、舗装の凹凸は本年度8月で修繕を完了しております。海岸におりる箇所については、コンクリートでの補修を予定しておりますので、今後、予算と阿嘉生コンの稼働状況を見ながら検討してまいりた

と思います。座間味島の補修箇所については、Aランク箇所を優先的に本会議に補正予算を提出していません。アスファルトを使用する箇所については、アスファルト合板の運搬に台船を使用すると、多額な経費がかかることから、アスファルトを使用する工事等と並行して修繕を進めてまいりたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

今のお話を聞くと座間味はこれからだということですね。なぜ私がこの質問をしたかということ、実は2週間前に、私は島の方だったから役場にも来なかったのですが、ある所で転んで肩を脱臼したんです。ところが、これが観光客だったら恐らくそれでは済まなかったと思うのですが、それから私、目の前でバイクが凹凸のところで、もちろん地形も余り知らない状況もあると思うのですが、横転する、それから子供が自転車ですり返る、骨折とかそういうことはしていないから、余り大ごとにはならないのですが、やはりそうなる前に、座間味は一番人もたくさん来ていますし、御承知のようにレンタカー、それからレンタサイクル、それからレンタバイクも頻繁に走っています。夜、夜中も。そういうことからすると、やはり地形を知らないといきなりがつんといくケースも多々見ておりますから、ただこれが大きな事故につながっていないだけであって、つながってからでは本当に遅いと思いますので、ましてや観光立村、これだけを訴えて、美化、美化、美化ということも言っている割には、割かし取り組みが遅いということと、手前みそで申しわけないのですが、私はたまに大きなバスを持ちます。ヤーガバス乗っているから悪いヤッサということも言われるかもしれないけど、花木が全部覆ってきてバスの上の高いミラーが、道の真ん中を走らせてもこれがかかってミラーが破損することもあります。それはもちろん、このバスの問題ではないですけども、この花木が道路を塞ぐということは、当然枯葉も落ちるし環境的にも非常によくはないということも含めて、この辺もあわせて、今の話からしてどういう考えをお持ちかお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

御指摘のとおりがありました。先ほども答弁したとおり、アスファルト合板の運搬については、台船を使用する考えであります。そのために、アスファルトを使用する工事と並行して修繕をする予定となっております。もちろん道を覆っている樹木の剪定に関しては、検討してまいりたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

観光立村です。早急にこれをやっていただきたいと思います。私の質問は、冒頭に申し上げたようにきょうはこれだけしかありませんが、後はまた予算等で突っ込んでいきたい、質問したいと思いますので、今言った2点をよろしくお願ひします。以上で終わります。

○ 議長（宮里祐司）

続きまして、1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

お疲れさまです。きょう、あすとよろしくお願ひします。今期最後の一般質問となりました。振り返れば4年前、一番最初にこの議員の中で一般質問をトップでやった記憶があつて、最初で、きょう最後に締めるということで、何か自分なりに気持ちよく締めたいと思います。

2件ありまして、私もこの後、決算の認定がありますのでさくっと終わらせたいと思います。1件目、学

校ブロック倒壊の件、ことしの6月に発生した大阪の地震において、学校敷地内のブロック塀が倒壊した事故がありました。文部科学省による安全性に問題がある学校の割合が、沖縄県は52.6%と全国で最も高い数値となっており、それは学校だけでなく、子供たちの通学路や遊び場にもあると思われます。自治体によっては危険性がなくても全てのブロックを撤去すると決めたところもあるようですが、当村では建築基準法に適合せずに、早急に対策すべき場所がどの程度あるか。各学校の状況と今後の対策を伺います。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎教育課長。

○ 教育課長（宮平壮一郎）

こんにちは。きょう、あしたとよろしく申し上げます。ただいま宮平清志議員から御質問の、教育委員会の部門の学校の部分について、現状と対策を報告させていただきます。まず、座間味校では2カ所、慶留間校では4カ所の危険ブロックを確認しております。この危険ブロックの定義は国、県が定めております高さとか、また支え等があるかないか、ひび割れ等、そういった基準に基づいての結果が座間味校に2カ所、慶留間校が4カ所。距離でいいますと、座間味校が27メートル、慶留間校が4カ所で31メートルとなっております。まず座間味校につきましては、今回の補正予算で1カ所撤去費用を計上させていただいております。もう1カ所につきましては、民間とのちょうど境界にありまして、家主との話し合いを持って、今後の対策を講じていきたいと考えております。そして慶留間校の4カ所につきましては、即撤去も考えたのですが、学校と協議をして、実はケラマジカの侵入、不審者等の対策があるといったことも考慮する必要が生じまして、現在検討をしております。早ければ12月定例会、また新年度に対策を講じて予算要求を考えているところでございます。教育委員会の部分については以上です。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

わかりました。そこも住民、学校側との相談もやりながらだと思うので、早急な対応をよろしく申し上げます。この事案に関しては、通学路を含めた一般道路のブロック塀とか、昔ながらの琉球石灰岩を積み立てた塀とかもあり、その塀とかも関連していますので、産業振興課の課長からの見解も伺いたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

この件につきましては、村内の危険道路等を再度調査するときに、一緒にそういった塀等が危険ではないかを調査していきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

調査時期とか具体的に決まっているかどうか伺います。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

現段階では、何月にやるということは決まっておりません。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

わかりました。この件はまた継続して伺っていきたいと思いますので、琉球石灰岩なんかは、個人が積み立てたものもあると思いますので、その辺も撤去という話だけではなくて、昔ながらの景観も守りつつ、でも大きな事故が起こらないうちに対応していただきたいと思います。

2件目です。阿佐地区村営アパートの後ろのフェンスの件です。阿佐地区の新しい村営アパートと隣接し、教員宿舎が建てられましたが、その教員宿舎の後ろだけフェンスがありまして、新しく建てた阿佐の村営アパートの後ろはフェンスがなくて、アダンとか、そういった植物で囲われている状態になっています。最近では、阿佐地区もそうですが、イノシシの繁殖で、加工所あたりでも目撃例が多数ありますから、アパートと教員宿舎に入る入りの駐車場以外は、フェンスが必要かと思われますけれども、そののところ、見解を伺います。もちろん植物で覆っているところを崩してくれとか、植物を撤去してくれというそういう話ではないので、その辺も含めて見解を伺います。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今お話のありました阿佐地区の新しい村営住宅第11団地の裏のフェンスがない状況に関しては、私達も把握しております。その前に、その隣にまた教員宿舎、アパートの住宅入り口には村営第8団地等が併設しております。御存じのとおりですが、第11団地と教員宿舎の土地につきましては、村が貸していた土地を返してもらったものですから、そこに新しく住宅を建てた状況になっておりまして、今、ぱっと入りましたら、住宅街の中にフェンスが入り交ざっているのが現状であります。中のフェンスのあり方も、遊具の設置にあり方も考えながら、同時に計画して、一斉にフェンスや遊具の置き場所も検討して、予算措置をしていきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

わかりました。御存じのとおり、そこは子供たちがたくさんいます。いつイノシシに追いかけるかわからない状況でもありますので、安全対策、そして隣接する建物との共通性を持たせるためにも必要かと思っておりますので、ぜひ早目に検討していただければと思います。私からは以上です。

○ 議長（宮里祐司）

これで一般質問を終わります。

日程第6．認定第1号 平成29年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成29年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの提出議案の一括説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それでは、認定第1号から第8号までよろしくお願いたします。なお、内容につきましての説明は、せんだって行われました全員協議会の中で御説明をさせていただいておりますので、かがみのみ読み上げて説明とかえさせていただきたいと思っております。

認定第1号

平成29年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度座間味村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成29年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳入決算額	¥2,186,551,003
歳出決算額	¥2,051,692,329
歳入歳出差引額	¥134,858,674

平成30年8月1日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

区 分		金 額
1.	歳 入 総 額	2,186,551
2.	歳 出 総 額	2,051,692
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	134,859
4.	翌年度へ繰り 越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	35,470
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	35,470
5.	実 質 収 支 額	99,389
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2 の規定による基金繰入額	0

平成29年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 村 税		82,573,000	97,354,601	82,305,635	0	15,048,966	△267,365
	1 村民税	32,727,000	36,427,775	33,526,609	0	2,901,166	799,609
	2 固定資産税	41,744,000	53,332,000	41,369,100	0	11,962,900	△374,900
	3 軽自動車税	3,546,000	3,346,300	3,161,400	0	184,900	△384,600
	4 村たばこ税	4,556,000	4,248,526	4,248,526	0	0	△307,474
2 地方譲与税		7,356,000	7,556,000	7,556,000	0	0	200,000
	1 地方揮発油譲与税	2,175,000	2,187,000	2,187,000	0	0	12,000
	2 自動車重量譲与税	5,179,000	5,361,000	5,361,000	0	0	182,000
	3 地方道路譲与税	1,000	0	0	0	0	△1,000
	4 航空機燃料譲与税	1,000	8,000	8,000	0	0	7,000
3 利子割交付金		62,000	81,000	81,000	0	0	19,000
	1 利子割交付金	62,000	81,000	81,000	0	0	19,000
4 配当割交付金		179,000	166,000	166,000	0	0	△13,000
	1 配当割交付金	179,000	166,000	166,000	0	0	△13,000
5 株式等譲渡所得割交付金		192,000	186,000	186,000	0	0	△6,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	192,000	186,000	186,000	0	0	△6,000
6 地方消費税交付金		15,164,000	15,994,000	15,994,000	0	0	830,000
	1 地方消費税交付金	15,164,000	15,994,000	15,994,000	0	0	830,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
7	自動車取得税交付金	1,505,000	1,959,000	1,959,000	0	0	454,000
	1 自動車取得税交付金	1,505,000	1,959,000	1,959,000	0	0	454,000
8	地方特例交付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 地方特例交付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
9	地方交付税	867,922,000	882,825,000	882,825,000	0	0	14,903,000
	1 地方交付税	867,922,000	882,825,000	882,825,000	0	0	14,903,000
10	分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
11	使用料及び手数料	84,866,000	87,321,163	85,907,047	0	1,414,116	1,041,047
	1 使用料	78,744,000	80,581,905	79,172,865	0	1,409,040	428,865
	2 手数料	6,122,000	6,739,258	6,734,182	0	5,076	612,182
12	国庫支出金	166,892,000	115,052,010	114,902,010	0	150,000	△51,989,990
	1 国庫負担金	17,566,000	16,998,185	16,998,185	0	0	△567,815
	2 国庫補助金	146,356,000	94,517,616	94,367,616	0	150,000	△51,988,384
	3 国庫委託金	2,970,000	3,536,209	3,536,209	0	0	566,209
13	県支出金	383,991,000	381,488,466	286,298,226	0	95,190,240	△97,692,774
	1 県負担金	11,747,000	11,206,919	11,206,919	0	0	△540,081
	2 県補助金	342,348,000	340,962,009	245,771,769	0	95,190,240	△96,576,231
	3 県委託金	29,896,000	29,319,538	29,319,538	0	0	△576,462
14	財産収入	352,000	499,047	499,047	0	0	147,047
	1 財産運用収入	352,000	499,047	499,047	0	0	147,047

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
15	寄附金	5,456,000	6,332,701	6,332,701	0	0	876,701
	1 寄附金	5,456,000	6,332,701	6,332,071	0	0	876,701
16	繰入金	336,247,000	331,563,681	331,563,681	0	0	△4,683,319
	1 特別会計繰入金	72,422,000	72,422,000	72,422,000	0	0	0
	2 基金繰入金	263,825,000	259,141,681	259,141,681	0	0	△4,683,319
17	繰越金	115,309,000	162,202,000	162,202,000	0	0	46,893,000
	1 繰越金	115,309,000	162,202,000	162,202,000	0	0	46,893,000
18	諸収入	19,953,000	19,282,424	18,960,656	0	321,768	△992,344
	1 延滞金、加算金及び 過料	219,000	230,175	230,175	0	0	11,175
	2 預金利子	1,000	1,388	1,388	0	0	388
	4 雑入	19,733,000	19,050,861	18,729,093	0	321,768	△1,003,907
19	村債	253,700,000	188,813,000	188,813,000	0	0	△64,887,000
	1 村債	253,700,000	188,813,000	188,813,000	0	0	△64,887,000
歳入合計		2,341,721,000	2,298,676,093	2,186,551,003	0	112,125,090	△155,169,997

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	議会費	36,775,000	36,420,349	0	354,651	354,651
	1 議会費	36,775,000	36,420,349	0	354,651	354,651

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
2 総務費		717,194,000	638,113,908	37,941,000	41,139,092	79,080,092
	1 総務管理費	687,299,000	610,123,354	37,941,000	39,234,646	77,175,646
	2 徴税費	11,240,000	10,779,245	0	460,755	460,755
	3 戸籍住民基本台帳費	12,485,000	11,830,592	0	654,408	654,408
	4 選挙費	4,962,000	4,291,757	0	670,243	670,243
	5 統計調査費	127,000	53,195	0	73,805	73,805
	6 監査委員費	1,081,000	1,035,765	0	45,235	45,235
3 民生費		163,215,000	145,416,385	0	17,798,615	17,798,615
	1 社会福祉費	138,281,000	121,827,552	0	16,453,448	16,453,448
	2 児童福祉費	18,460,000	17,529,163	0	930,837	930,837
	3 生活保護費	6,473,000	6,059,670	0	413,330	413,330
	4 災害救助費	1,000	0	0	1,000	1,000
4 衛生費		169,977,000	161,813,205	0	8,163,795	8,163,795
	1 保健衛生費	94,199,000	88,346,387	0	5,852,613	5,852,613
	2 清掃費	75,778,000	73,466,818	0	2,311,182	2,311,182
5 労働費		2,592,000	2,439,000	0	153,000	153,000
	1 失業対策費	2,592,000	2,439,000	0	153,000	153,000
6 農林水産費		79,939,000	71,378,872	0	8,560,128	8,560,128
	1 農業費	22,920,000	21,869,354	0	1,050,646	1,050,646
	2 林業費	29,988,000	25,900,948	0	4,087,052	4,087,052
	3 水産業費	27,031,000	23,608,570	0	3,422,430	3,422,430

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
7 商 工 費		208,028,000	186,826,008	0	21,201,992	21,201,992
	1 商 工 費	208,028,000	186,826,008	0	21,201,992	21,201,992
8 土 木 費		258,924,000	243,871,665	8,730,000	6,322,335	15,052,335
	1 土 木 管 理 費	14,754,000	9,317,464	4,752,000	684,536	5,436,536
	2 道 路 橋 り ょ う 費	143,529,000	137,661,375	3,978,000	1,889,625	5,867,625
	3 河 川 費	8,985,000	7,771,200	0	1,213,800	1,213,800
	4 港 湾 費	37,515,000	36,757,564	0	757,436	757,436
	5 下 水 道 費	28,109,000	27,190,000	0	919,000	919,000
	6 住 宅 費	4,651,000	4,483,556	0	167,444	167,444
	7 空 港 費	21,381,000	20,690,506	0	690,494	690,494
9 消 防 費		55,754,000	38,418,543	0	17,335,457	17,335,457
	1 消 防 費	55,754,000	38,418,543	0	17,335,457	17,335,457
10 教 育 費		518,874,000	375,269,369	137,481,000	6,123,631	143,604,631
	1 教 育 総 務 費	221,337,000	162,222,427	57,080,000	2,034,573	59,114,573
	2 小 学 校 費	37,628,000	36,907,555	0	720,445	720,445
	3 中 学 校 費	9,655,000	9,285,884	0	369,116	369,116
	4 幼 稚 園 費	221,789,000	139,381,907	80,401,000	2,006,093	82,407,093
	5 社 会 教 育 費	4,315,000	3,843,690	0	471,310	471,310
	6 保 健 体 育 費	24,150,000	23,627,906	0	522,094	522,094
12 公 債 費		152,449,000	144,816,025	0	7,632,975	7,632,975
	1 公 債 費	152,449,000	144,816,025	0	7,632,975	7,632,975

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
13 諸 支 出 金		7,088,000	6,909,000	0	179,000	179,000
	2 公 営 企 業 費	7,088,000	6,909,000	0	179,000	179,000
14 予 備 費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		2,371,809,000	2,051,692,329	184,152,000	135,964,671	320,116,671

歳入歳出差引残額

134,858,674円

平成30年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第2号

平成29年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成29年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥257,184,845
 歳出決算額 ￥214,904,680
 歳入歳出差引額 ￥42,280,165

平成30年8月1日

座間味村長 宮 里 哲

平成29年度国保会計

実質収支に関する調書

区 分		金 額
		千円
1.	歳 入 総 額	257,185
2.	歳 出 総 額	214,905
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	42,280
4.	翌年度へ繰り 越すべき財源	
	(1) 継続費繰次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5.	実 質 収 支 額	42,280
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2 の規定による基金繰入額	0

平成29年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 国民健康保険税		33,779,000	39,673,317	36,678,709	0	2,994,608	2,899,709
	1 国民健康保険税	33,779,000	39,673,317	36,678,709	0	2,994,608	2,899,709
2 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
3 使用料及び手数料		2,000	50,300	51,300	0	△1,000	49,300
	2 手数料	2,000	50,300	51,300	0	△1,000	49,300
4 国庫支出金		65,545,000	73,284,188	73,650,188	0	△366,000	8,105,188
	1 国庫負担金	41,262,000	43,660,188	44,026,188	0	△366,000	2,764,188
	2 国庫補助金	24,283,000	29,624,000	29,624,000	0	0	5,341,000
5 療養給付費交付金		1,000	801,672	801,672	0	0	800,672
	1 療養給付費交付金	1,000	801,672	801,672	0	0	800,672
6 前期高齢者交付金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 前期高齢者交付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
7 県支出金		11,372,000	15,564,524	15,564,524	0	0	4,192,524
	1 県負担金	1,989,000	1,946,524	1,946,524	0	0	△42,476
	2 県補助金	9,383,000	13,618,000	13,618,000	0	0	4,235,000
8 連合会支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 連合会補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
9 共同事業交付金		47,871,000	61,354,632	61,354,632	0	0	13,483,632
	1 共同事業交付金	47,871,000	61,354,632	61,354,632	0	0	13,483,632
10 繰入金		39,360,000	26,799,012	26,799,012	0	0	△12,560,988
	1 一般会計繰入金	39,359,000	26,799,012	26,799,012	0	0	△12,559,988
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000
11 繰越金		42,130,000	42,129,260	42,129,260	0	0	△740
	1 繰越金	42,130,000	42,129,260	42,129,260	0	0	△740
12 諸収入		4,000	155,548	155,548	0	0	151,548
	1 延滞金及び過料	2,000	66,100	66,100	0	0	64,100
	2 預金利子	1,000	609	609	0	0	△391
	4 雑入	1,000	88,839	88,839	0	0	87,839
歳入合計		240,067,000	259,812,453	257,184,845	0	2,627,608	17,117,845

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		11,332,000	11,095,562	0	236,438	236,438
	1 総務管理費	11,289,000	11,090,878	0	198,122	198,122
	2 徴税費	7,000	4,684	0	2,316	2,316
	3 運営協議会費	36,000	0	0	36,000	36,000

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
2 保険給付金		107,830,000	96,657,148	0	11,172,852	11,172,852
	1 療養諸費	92,975,000	83,414,882	0	9,560,118	9,560,118
	2 高額療養費	13,164,000	11,981,636	0	1,182,364	1,182,364
	3 出産育児諸費	1,681,000	1,260,630	0	420,370	420,370
	4 葬祭諸費	10,000	0	0	10,000	10,000
3 後期高齢者支援金等		27,601,000	26,431,998	0	1,169,002	1,169,002
	1 後期高齢者支援金等	27,601,000	26,431,998	0	1,169,002	1,169,002
4 前期高齢者納付金等		12,158,000	1,764	0	12,156,236	12,156,236
	1 前期高齢者納付金等	12,158,000	1,764	0	12,156,236	12,156,236
6 介護納付金		15,092,000	15,091,359	0	641	641
	1 介護納付金	15,092,000	15,091,359	0	641	641
7 共同事業拠出金		57,861,000	57,858,892	0	2,108	2,108
	1 共同事業拠出金	57,861,000	57,858,892	0	2,108	2,108
8 保健事業費		3,214,000	2,795,008	0	418,992	418,992
	1 特定健康診査等事業費	1,442,000	1,344,548	0	97,452	97,452
	2 保健事業費	1,772,000	1,450,460	0	321,540	321,540
9 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
10 公債費		2,000	0	0	2,000	2,000
	1 公債費	2,000	0	0	2,000	2,000

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
11 諸 支 出 金		4,975,000	4,972,949	0	2,051	2,051
	1 償還金及び還付加算金	4,975,000	4,972,949	0	2,051	2,051
12 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		240,067,000	214,904,680	0	25,162,320	25,162,320

歳入歳出差引残額

42,280,165円

平成30年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第3号

平成29年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成29年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥7,074,214
 歳出決算額 ￥6,631,619
 歳入歳出差引額 ￥442,595

平成30年8月1日

座間味村長 宮 里 哲

平成29年度後期高齢

実質収支に関する調書

区 分		金 額
		千円
1.	歳 入 総 額	7,074
2.	歳 出 総 額	6,631
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	443
4.	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費繰次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5.	実 質 収 支 額	443
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

平成29年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	後期高齢者医療保険料	3,327,000	4,276,317	3,983,790	0	292,527	656,790
	1 後期高齢者医療保険料	3,327,000	4,276,317	3,983,790	0	292,527	656,790
2	使用料及び手数料	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 手数料	1,000	0	0	0	0	△1,000
4	繰入金	3,211,000	2,913,664	2,913,664	0	0	△297,336
	1 一般会計繰入金	3,211,000	2,913,664	2,913,664	0	0	△297,336
5	繰越金	177,000	176,720	176,720	0	0	△280
	1 繰越金	177,000	176,720	176,720	0	0	△280
6	諸収入	2,000	40	40	0	0	△1,960
	2 償還金及び還付加算金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	3 預金利子	1,000	40	40	0	0	△960
歳入合計		6,718,000	7,366,741	7,074,214	0	292,527	356,214

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総 務 費		18,000	9,560	0	8,440	8,440
	1 総 務 管 理 費	17,000	9,560	0	7,440	7,440
	2 徴 収 費	1,000	0	0	1,000	1,000
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		6,681,000	6,605,061	0	75,939	75,939
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	6,681,000	6,605,061	0	75,939	75,939
3 諸 支 出 金		18,000	16,998	0	1,002	1,002
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	18,000	16,998	0	1,002	1,002
4 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		6,718,000	6,631,619	0	86,381	86,381

歳入歳出差引残額

442,595円

平成30年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第4号

平成29年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成29年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥729,942,410
 歳出決算額 ￥709,669,175
 歳入歳出差引額 ￥20,273,235

平成30年8月1日

座間味村長 宮 里 哲

平成29年度航路会計

実質収支に関する調書

区 分		金 額
		千円
1.	歳 入 総 額	729,942
2.	歳 出 総 額	709,669
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	20,273
4.	(1) 継続費逡次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	3,078
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	3,078
5.	実 質 収 支 額	17,195
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

平成29年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 事業収入		697,676,000	712,351,486	694,918,157	0	17,433,329	△2,757,843
	1 運航収入	695,087,000	709,710,029	692,276,700	0	17,433,329	△2,810,300
	2 営業収益	2,587,000	2,641,350	2,641,350	0	0	54,350
	3 営業外収益	2,000	107	107	0	0	△1,893
2 繰越金		35,026,000	35,024,253	35,024,253	0	0	△1,747
	1 繰越金	35,026,000	35,024,253	35,024,253	0	0	△1,747
5 基金繰入金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		732,703,000	747,375,739	729,942,410	0	17,433,329	△2,760,590

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 運航費用		472,917,000	464,343,280	0	8,573,720	8,573,720
	1 旅客費	3,022,000	2,692,319	0	329,681	329,681
	2 自動車航送取扱費	855,000	342,796	0	512,204	512,204
	3 貨物費	638,000	463,440	0	174,560	174,560
	5 燃料潤滑油費	164,421,000	164,384,510	0	36,490	36,490
	6 養缶水費	1,994,000	1,929,056	0	64,944	64,944
	7 港費	2,333,000	1,904,937	0	428,063	428,063
	8 雑費	1,698,000	1,689,274	0	8,726	8,726
	9 船費	297,956,000	290,936,948	0	7,019,052	7,019,052
2 営業費用		133,890,000	119,442,188	3,078,000	11,369,812	14,447,812
	1 保険料	6,674,000	6,403,540	0	270,460	270,460
	3 船舶傭船料	1,410,000	1,292,000	0	118,000	118,000
	4 航路付属施設費	15,434,000	14,627,571	0	806,429	806,429
	5 店費	110,372,000	97,119,077	3,078,000	10,174,923	13,252,923
3 財産費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 普通財産費	1,000	0	0	1,000	1,000
4 事業税費		53,285,000	53,284,100	0	900	900
	1 営業外費用	53,285,000	53,284,100	0	900	900
5 公債費		188,000	177,607	0	10,393	10,393
	1 公債費	188,000	177,607	0	10,393	10,393

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
6 予備費		0	0	0	0	0
	1 予備費	0	0	0	0	0
8 諸支出金		72,422,000	72,422,000	0	0	0
	1 繰出金	72,422,000	72,422,000	0	0	0
歳出合計		732,703,000	709,669,175	3,078,000	19,955,825	23,033,825

歳入歳出差引残額

20,273,235円

平成30年5月31日提出

座間味村長 宮里 哲

認定第5号

平成29年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成29年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥95,286,737
 歳出決算額 ￥95,216,435
 歳入歳出差引額 ￥70,302

平成30年8月1日

座間味村長 宮 里 哲

平成29年度簡水会計

実質収支に関する調書

区 分		金 額
		千円
1.	歳 入 総 額	95,286
2.	歳 出 総 額	95,216
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	70
4.	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費繰次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5.	実 質 収 支 額	70
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

平成29年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 簡易水道事業収入		30,785,000	39,086,114	30,986,972	0	8,099,142	201,972
	1 営業収入	30,785,000	39,086,114	30,986,972	0	8,099,142	201,972
2 財産収入		1,000	58	58	0	0	△942
	1 財産運用収入	1,000	58	58	0	0	△942
3 繰入金		66,647,000	64,170,000	64,170,000	0	0	△2,477,000
	1 繰入金	66,647,000	64,170,000	64,170,000	0	0	△2,477,000
4 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
6 諸収入		1,000	17,100	17,100	0	0	16,100
	1 雑収入	1,000	17,100	17,100	0	0	16,100
7 繰越金		114,000	112,607	112,607	0	0	△1,393
	1 繰越金	114,000	112,607	112,607	0	0	△1,393
8 村債		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		97,551,000	103,385,879	95,286,737	0	8,099,142	△2,264,263

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 簡易水道事業費		55,285,000	54,381,656	0	903,344	903,344
	1 営業費	55,285,000	54,381,656	0	903,344	903,344
2 公債費		42,265,000	40,834,779	0	1,430,221	1,430,221
	1 公債費	42,265,000	40,834,779	0	1,430,221	1,430,221
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		97,551,000	95,216,435	0	2,334,565	2,334,565

歳入歳出差引残額

70,302円

平成30年5月31日提出

座間味村長 宮里 哲

認定第6号

平成29年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成29年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ¥123,854,431
 歳出決算額 ¥123,852,712
 歳入歳出差引額 ¥1,719

平成30年8月1日

座間味村長 宮 里 哲

平成29年度下水会計

実質収支に関する調書

区 分		金 額
		千円
1.	歳 入 総 額	123,855
2.	歳 出 総 額	123,853
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	2
4.	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費繰次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5.	実 質 収 支 額	2
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

平成28年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 下水道収入		10,441,000	12,915,734	10,929,615	0	1,986,119	488,615
	1 下水道収入	10,441,000	12,915,734	10,929,615	0	1,986,119	488,615
3 国庫支出金		56,465,000	56,465,280	56,465,280	0	0	280
	1 国庫補助金	56,465,000	56,465,280	56,465,280	0	0	280
4 繰入金		28,109,000	27,190,000	27,190,000	0	0	△919,000
	1 繰入金	28,109,000	27,190,000	27,190,000	0	0	△919,000
5 繰越金		71,000	69,536	69,536	0	0	△1,464
	1 繰越金	71,000	69,536	69,536	0	0	△1,464
6 村債		29,200,000	29,200,000	29,200,000	0	0	0
	1 村債	29,200,000	29,200,000	29,200,000	0	0	0
歳入合計		124,287,000	125,840,550	123,854,431	0	1,986,119	△432,569

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 下水道事業費		106,315,000	105,901,495	0	413,505	413,505
	1 下水道事業費	106,315,000	105,901,495	0	413,505	413,505
2 公 債 費		17,971,000	17,951,217	0	19,783	19,783
	1 公 債 費	17,971,000	17,951,217	0	19,783	19,783
3 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		124,287,000	123,852,712	0	434,288	434,288

歳入歳出差引残額

1,719円

平成30年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第7号

平成29年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成29年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ¥9,826,035
 歳出決算額 ¥9,810,200
 歳入歳出差引額 ¥15,835

平成30年8月1日

座間味村長 宮 里 哲

平成29年度漁排会計

実質収支に関する調書

区 分		金 額
		千円
1.	歳 入 総 額	9,826
2.	歳 出 総 額	9,810
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	16
4.	翌年度へ繰り 越すべき財源	
	(1) 継続費繰次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5.	実 質 収 支 額	16
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2 の規定による基金繰入額	0

平成29年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 事業収入		4,532,000	4,621,304	4,513,899	0	107,405	△18,101
	1 下水道収入	4,532,000	4,621,304	4,513,899	0	107,405	△18,101
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5 繰入金		5,412,000	5,190,000	5,190,000	0	0	△222,000
	1 繰入金	5,412,000	5,190,000	5,190,000	0	0	△222,000
6 繰越金		123,000	122,136	122,136	0	0	△864
	1 繰越金	123,000	122,136	122,136	0	0	△864
7 村債		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		10,071,000	9,933,440	9,826,035	0	107,405	△244,965

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 漁業集落排水事業費		5,832,000	5,577,794	0	254,206	254,206
	1 漁業集落排水事業費	5,832,000	5,577,794	0	254,206	254,206
2 公 債 費		4,238,000	4,232,406	0	5,594	5,594
	1 公 債 費	4,238,000	4,232,406	0	5,594	5,594
3 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		10,071,000	9,810,200	0	260,800	260,800

歳入歳出差引残額

15,835円

平成30年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第8号

平成29年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成29年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥3,381,360
 歳出決算額 ￥3,368,785
 歳入歳出差引額 ￥12,575

平成30年8月1日

座間味村長 宮 里 哲

平成29年度農排会計

実質収支に関する調書

区 分		金 額
		千円
1.	歳 入 総 額	3,382
2.	歳 出 総 額	3,369
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	13
4.	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費繰次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5.	実 質 収 支 額	13
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

平成29年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 事業収入		772,000	778,428	778,428	0	0	6,428
	1 下水道収入	772,000	778,428	778,428	0	0	6,428
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5 繰入金		2,663,000	2,580,000	2,580,000	0	0	△83,000
	1 繰入金	2,663,000	2,580,000	2,580,000	0	0	△83,000
6 繰越金		24,000	22,932	22,932	0	0	△1,068
	1 繰越金	24,000	22,932	22,932	0	0	△1,068
7 村債		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		3,463,000	3,381,360	3,381,360	0	0	△81,640

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 農業集落排水事業費		2,753,000	2,664,739	0	88,261	88,261
	1 農業集落排水事業費	2,753,000	2,664,739	0	88,261	88,261
2 公 債 費		710,000	704,046	0	5,954	5,954
	1 公 債 費	710,000	704,046	0	5,954	5,954
歳 出 合 計		3,463,000	3,368,785	0	94,215	94,215

歳入歳出差引残額

12,575円

平成30年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

以上で提出議案の説明は終わりました。

日程第7．認定第1号 平成29年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。まず初めに、歳入についての質疑を行います。質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

例年のことですが、歳入の3ページを見ていただけますか。唯一、本村の自主財源である村民税、固定資産税、軽自動車税、収入未済額が1,504万8,966円、その中でも村民税が290万1,166円、固定資産税が1,196万2,900円、軽自動車税が18万4,900円ということですが、これはまた後で細かい、後ろ側からでも読めはするのですが、皆さんはいつも特別徴収対策のチームをつくって、徴収には相当力を入れているといつもお聞きします。監査委員の報告資料の中にも41市町村39位という非常に不名誉な徴収実績であるのですが、毎年同じことを聞きますが、どうしてこんなに徴収が取れないか、それからまずお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今、説明は3ページ目ですが、詳しくは11ページがいいと思いますので、11ページをごらんください。先ほど宮平喜文議員がおっしゃった特別徴収対策チーム、実は、昨年度は設置しておりません。これに関しては、やはり私たちの徴収努力、また担当も変わったりして、なかなかうまく徴収ができないところもあります。どうしても、私たちも沖縄県の徴収強化月間が11月ぐらいにあるのですが、やはり私たちの村としては、現在、今の時期が閑散期であるということから、今年度はなるべく11月に行く前に早目に徴収するように、これは夏場の繁忙期のときに徴収できるように、職員と話し合いを持ちながら、極力11月までには取れるような体制づくりを今年度から実施しております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これはいつも同じお答えをいただいているのですが、私も少しそういうものを経験したことがあるのですが、特に村民税、個人分とかそういうもの、固定資産税とか、一番古いものは何年前のものがありますか。過年度分で。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

古いものに関しては、基本5年で時効が切れますので、基本は5年間となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これを見ても不納欠損とかそういったものの処理方法が何もなされていないのですが、5年間たって、自動的にそれを消す、いわば不納欠損みたいな形で処理をしているということですか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

不納欠損に関してはまだ行っておりません。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

私の見解ですけれども、これは例えば、全く取れない、亡くなっていない、あるいは行方不明というものがもしあった場合、私もそういう経験がありますけれども、これは県でも当然不納欠損を出して、それを処理しない限りは、本村の徴収率はいつまでたっても上がらない気がします。当然、徴収努力は一生懸命やっている、あるいはやろうとしていることはよくわかりますけれども、この対策を講じない限りは、41市町村の39位とかそういう形でやると、これがずっと残っていると、なかなか他市町村並みの徴収実績にはおぼつかないと思うのですが、その辺どう思っていますか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今、宮平喜文議員から御指摘のありましたように、私たち村としても、その辺は十分認識しております。現在、住民税にかかわらず、国保税、軽自動車税、水道料金、貨物運賃等、恐らく不納欠損する場合には、各種料金等も一斉に行わないといけない、現在調査中のところではあります。不納欠損は、今年度中に行おうかと計画はしておりますので、その辺、各種料金等横のつながりも持ちながら、同時に行えたらと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これは当然、一覧もちろん、個人保護条例とか守秘義務とかいろいろあると思うのですが、その辺はもちろん、我々もそれは公表しませんから、例えば、これはもう何年行方不明、あるいは亡くなったというものがあつたら、これを取り入れてほしいと思います。そうしない限りは、いつまでたっても徴収率はよくても35位前後で、なかなか上がらないような気がしますので、その辺は努めていただきたいと思います。まず歳入の取り組み、税に関してはとりあえずこれで終わります。よろしくをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

最初の一般会計決算の概要の結びの項目に、経常収支比率において97.2%。76%以上は要注意とあります。高く、これらの指標等から本村の財政構造は、これまで同様弾力性が失われ健全な財政運営を行っているとは言えず危機的な状況となっている。これも毎年のように出ていると思うのですが、今後の財政運営について、97%以下に下げていくかという、将来の、いわゆるこれからの財政運営についてお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今後の財政運営状況、たしかに中村秀克議員がおっしゃったとおり、やはり公債費比率等も徐々に緩やか

に上がっているのは、執行部としても把握はしております。やはり首長とも、この辺は今年度からそういった財政上の問題も出てくるということで、平成31年度の予算からは、上層部のほうではしっかりと、極力財布事情を締めて行っていこうというところではあります。それに加えて、やはり先ほど宮平喜文議員からありましたように、自主財源等の確保等も必要だと思っておりますので、この辺もしっかり税に限らず、ほかの使用料等も、しっかり適正に徴収して、歳入の部分に関しては1円でも多く自主財源の確保、歳出に関しては極力少なめの予算で大きな効果ができるような対策を講じていきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。これからも健全な財政運営に向けて頑張ってもらいたいと思います。この件に関しては以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

同じようなことばかり聞きますけれども、15ページ。住宅使用料の収入未済額が159万2,000円とありますけれども、これは村営住宅の家賃のことですよね。そんなにたくさん残っているという要因をまず教えてください。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

まず滞納者に関しては村内全体で4名おまして、そのうち1件が居住の実態もなく、家賃の滞納対策もこの一、二年やっていないというのが一番の要因となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

それに対してどういう対策を講じていますか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

それに関して、家賃の徴収に関しては、今、本人と話をし、呼び出しをして、調整しているところですが、なかなか本人と会えず、こちらも今後どういう対策を取るかというのは検討中でございます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これを朝から、村営住宅、住宅難、あるいは入りたい人もたくさんいる、そういう中で、入っている人がそういう形では、入ろうとしている人たちに対しては、非常に不都合なことだと思いますから、ぜひ、そうじゃなければ、出すにしても取らないと出せないし、何かの策を講じて、やはりそれはこの場でそういう話し合いをしているのですが、どうせいずれ、そういうものは大体知れたりしますから、それはやはり村営住宅にいる以上は、これは先ほど人数が4人だと聞きましたけれども、滞納している人は何年ぐらい続いているのですか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

滞納に関してはこの二、三年です。その以前にはありません。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

同じことを言いますが、これもほとんど皆さん一緒になって、徴収するよう努めて、よろしく願いいたします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

この決算意見書の中で、予算書の中を広げるのも時間がかかっているものですから、村営バスとくじらの里の広場の使用料が相当上がっているということで、それはいいことではあるのですが、全協でも少しお聞きしましたけれども、村営バスがもうかるのはいいです。ただ兼業が1人専任が1人という形で、非常に仕事が多過ぎないかと思っているのですが、全協でも言ったように、村で大型二種を取らせて雇用形態に結びつけるとか、この2人だけでは非常にきついただろうと見ています。私もたまにS O Sがあるときに乗ったりするときもあるのですが、それでも非常に過多ではないかと思っ、そういう面でどういう考えなのか。それだけ礼金も出るのであれば、こういうところにも充てて、人材育成にもなるし雇用形態にもつながるし、その辺の考えをどうお持ちなのか。もう一度見解をお聞きます。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

全協でもお答えしたとおり、確かに人手が足りないということは、我々も承知しているところであります。それを村の経費で免許を取りにってもらおうとか、そういうものに関しては慎重に検討してまいりたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これは、皆さんも沖縄本島に行ったらよく見ているはずで、バスの後ろとかタクシーの後ろ、あるいは新聞の募集欄にも我が社で免許費用をもって取らせませうとか、あるいは定年後も可能ですとか、そういうことが書かれていて、非常にメニューの公募をあれこれ苦戦しながらやっていますので、どうかその辺も含めて考えて、やはり後々、1人はもう60代の中盤まで来ていますから、そう長く持てるかどうかこれも気になりますので、後釜も探すようなことも今からやっていかないと。そしてこれは、話は飛びますが、阿嘉、慶留間も以前は村営バスを運行するというのを議会でも聞いたことがあります。このほうの状況についてお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

人材が確保できれば、村内の定期バスを運行したいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

人材育成と同時に、阿嘉、慶留間もそれに対しては以前から要望があったと思います。その辺も含めて、あわせて、これから先早目に取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは歳出に移りたいと思います。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

歳出、29ページ。共済費で171万8,000円という不用額が出ているのですが、共済費というのは、職員皆さんの福利厚生等のものですから、これは何か積算ミスとかそういうものですか。こんなに大きな不用額が出るというのは、これだけの職員では考えづらいことではあるのですが。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

この共済費に関しては、職員のが若干差額があったのですが、臨時職員の社会保険料も含めた額となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これで不用額ということで、結局は積算ミスということになるわけですか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

臨時職員1名の減によるものとなっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

41ページ、いきなり飛びます。身体障害者福祉の扶助費156万円余りの不用額が出ていますけれども、その要因を教えてください。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

これに関しては、まず重度心身障害者医療費助成の決算、予定していた額より申請が少なかったための要因が一つ。さらにまた補装具等の予算を措置していたのですが、その申請がゼロ件、重度心身障害児の施

設の入所による措置費なども設けておりましたが、実績、予算と決算額に開きがあったというところで不用額が出ております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。これは仕方ないですね。わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

48、49ページの農業費の農業委員会の報酬ですけれども50万4,000円の不用額。報酬というと、農業委員会の委員長を初め、委員の定数は決まっているはずですから、これは予算を組むときにわかっていたと思うのですが、これだけの差額の予算をどのように組んだのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

この件につきましては、昨年の秋口に改正がありまして、定員が減ったためにそれだけの不用額が出ております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

これは予算を組んだ後に改定があって、減になったわけですね。わかりました。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ずっと飛びます。53ページ、商工費総務費のトータル不用額が1,500万円で、そのうちの委託料と負担金が350万円と1,200万円。この不用額の要因は何ですか。この大きい金額、これを教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

この件につきましては、観光協会の負担金とがんばる観光支援の事業費の不用額となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ちょっと意味がわからないのでもう一度お願いできますか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

観光協会の委託金とがんばる観光支援。頑張る観光支援といいますと、ヨットレースとかサマーレースとか、ホエールウォッチング足した不用額となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これは、はたから見てみると非常に盛んにやっているように私は見受けたのですが、それでもこれだけの不用額ができるということは、回数が少ないとか、あるいは人が来ていないとか、何か要因があるのではないかと思うのですが。細かい内容はわかりませんか。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

済みません、ちょっと訂正させてもらいます。先ほど、観光協会とがんばる観光支援だと答弁したのですが、島ちゃび解消手段安定化事業がありまして、ヘリのチャーターですけれども、これは栗国とか、周辺離島へも飛ぶようになりましたので、そこで800万円の不用額が発生しております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

いまいちよくわからないです。要はこれだけ予算を計上して、ヘリを使う島ちゃびで、利用者が多数いるだろうと思ったけど、それほどでもなかったということの理解でいいのですか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

先ほどお話ししたとおり、当初、1,200万円ほど計上したのですが、各離島でも飛ぶようになりましたので、村内で利用回数が減ったためにそれだけの不用額が出たということです。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

ほかに質疑ございませんか。7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

50ページの林業振興費の賃金です。300万円余りの不用額が出ていますが、その要因をお願いいたし

ます。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

これは造林事業の縮小によります不用額です。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

わかりました。ごめんなさい、失礼しました。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

今、賃金の話が出たので、全般的に賃金のことですけれども、総合センターの清掃賃金だと思うのですが、不用額だけで15万円、25日分。それと失業対策15万3,000円、これも25.5日分、林業が514日分ですね、先ほど言いました。漁港建設費も4万5,000円…。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員、何ページですか。

○ 6番（中村秀克議員）

またがるから全体的に、今ぱ一つと名目だけ言っていますので。総合センター、それと失業対策、農業振興の賃金、これも12万3,000円、林業が、先ほど中村 勇議員からあったように300万円余り、漁港建設4万5,000円、観光費も23万9,000円、40日分あります。それから港湾管理費も34万8,000円。これも大きいです。それと災害対策費の賃金も29万4,000円。ざっとあるのですが、これは、一般質問でも賃金の話をしたのですが、非常にもったいないです。いわゆる、村民の日雇いの方の収入源になりますから、それを全部加えれば村に対する税収も上がってくるわけですから、有効に。確かに今、人手不足があります。我が慶留間地区でも、予算はあるけどなかなか使いきれない面もあるのですが、せっかくある予算で、ましてやこれは、直接村民の収入になるお金ですから、これこそ不足だというぐらい使ってほしいとは思いますが、全体的にまたがっているんで、全体的に総括的な問題をお答えいただきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの中村秀克議員の御質疑ですが、確かにおっしゃるとおりで賃金は生活に回っていますので、有効的に使いたいと思います。ただ、災害対策は出動したときの賃金ですので、必ずしも不用額が出ないということはございません。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

せっかくある予算、もったいないですので、できるだけ不用といいますか、村民の懐に回るような、これは主に区長さんたちがお願いされてやると思いますので、その辺、区長会もありますので、区長会等、その辺、賃金、どういうものがあるので積極的に使ってくださいというメッセージを行政側から出していただければ

ありがたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。ないようですので進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成29年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第1号 平成29年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第8. 認定第2号 平成29年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これも税関係ですから、先ほど総務・福祉課長がおっしゃっていたのは重複しますけれども、11ページの国保税滞納繰越分だけで144万3,900円ありますけれども、これは取れる見込みはありますか。直接お聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

取れる見込みはあります。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

先ほどもそういう話をしていたのですが、これは、滞納繰越ですから、ずっと以前からのものだと思いますけれども、これも先ほどお話したように、例えば亡くなった方、生活困窮とかいろいろな事情等もあるはずですが、実際、件数としてどのぐらいあるのですか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今、滞納者に関しては15名ほどですが、そのうち居所不明、要は特定できない、現在の居住地が特定できない方が2名となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

この2名というのは、今後どのような対策を講じていますか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

これは先ほどの一般会計の税のところでも宮平喜文議員からあったように、そういったものに関しても、不納欠損等の対策を講じる必要があると思いますので、その辺も踏まえて行っていきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

当然のことですけれども、この15名の方々には保険証の発行はやっているのですか。もちろん徴収の方法としては金を払えば保険証を交付するというのも以前はやっていたはずですが、今もそうかもしれませんけれども、その方々は病院に行かれるときにはどんなことをして病院に行っているのですか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

やはり、税の公平性からすると、保険証は発行していないのが実態であります。例えば重病患者におきましてはどうしても必要だということに関しては、幾らか税を入れていただいて、短期証の発行などは行っているところではありますが、基本的に発行はしないと考えております。その後、10割、もし保険証が発行できなかったら、10割で診療してもらい、その10割をこちらに申請してもらって、3割は返し、7割は税に充てるという方法も考えております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

よくわかりました。そのように努めてください。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

17ページ、保険給付費が900万円余り、不用額が出ているのですが、これは必ずしも不用額が出るから悪い、あるいはいいというものではないはずですが、それだけ窮する方が、あるいはその対象となる方が少ないということはいいいことでもあるのですが、その要因たるものを教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

宮平喜文議員がおっしゃいますように、当然給付費に関しては減れば減るほど、村民が健康であるということですから、この不用額に関しては今おっしゃったように、昨年に関しては予想していたより重症患者はいなかったということでもあります。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それではこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成29年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第2号 平成29年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

日程第9. 認定第3号 平成29年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

後期高齢者は、そんなにそういうあれでは、予算的、歳入歳出で質疑ではないですけども、現在、座間味村に後期高齢者は何名いらっしゃるのですか。参考までに教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

大変失礼しました。後期高齢者の保険者数は118名となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。来週は敬老の日もありますので、やはりそういう方に敬意を表しながら、人数もわからないといけないのではないかと聞いて聞きました。この118名の中で予算のやりくりをしているということで考えればよろしいですね。ありがとうございます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成29年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第3号 平成29年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

日程第10. 認定第4号 平成29年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

9ページをお開きください。いつも同じことばかり聞いていますけれども、税も貨物も運賃系統も。貨物の、特に収入未済額が1,600万円、これは余りにも大きいような気がするのですが、これもはっきり言って、産業振興課長、この回収見込みはどの程度、何パーセントぐらいありますか。

○ 議長(宮里祐司)

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長(中村 悟)

平成29年度の徴収率が4.93%、約5%となっております。残高が1,614万1,026円となっております。

○ 議長(宮里祐司)

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長(宮里祐司)

再開します。

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長(中村 悟)

訂正します。回収見込みに関しましては、全力を尽くして頑張りたいと考えております。

○ 議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

これは、監査委員の意見書の中にも書かれてはいましたけれども、前の税もそうですけれども、はっきり言ってこれにも、例えば行方不明とか会社が潰れたとか、本人が亡くなったとか、そういうこともないかな

ということをお聞きしてみますけれども、どうですか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

これは追いかけて調査をしたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

現実にそういうことがあるということですね。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

はい。あると報告を受けております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これもまったく同じようなことを聞きますけれども、最も古い貨物の売り掛け、これもやはり5年という期限を持っているのですか。その辺もお聞きます。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

この数字は、5年という期限は設けていません。今までずっとたまった累積の未収金額となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これも大変酷な質疑ですけれども、一番長いのは何年ぐらい滞納で残っているのですか。帳簿で。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

平成6年ぐらいからの数字だと聞いております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

平成6年、今へ30年ですよ。これって、先ほども言いましたけれども、まずそのころのものは、この人たちがいるかいないかわからないし、もし会社だったら会社も存続しているか。こういうのはもう、先ほども言ったように不納欠損で消していくということも考えていかないと。その辺どう思いますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

済みません、今の御質疑にお答えさせていただきたいと思っております。税は5年、料は3年という形で、確か

に調定から外すことができます。ただ調定から外してしまいますと、収納すると、納めると本人が言っても、こちらは徴収することができないということがございます。ただ、不納欠損をこれから考えていかなければならないことなのですが、不納欠損の中には、例えば不納欠損してしまったら、払うことができる人でも払わない人も出てくるおそれも出てきてしまいますので、例えば閉鎖してしまった会社、それからお亡くなりになった方、外国人で行方が知れなくなった方、この辺を調査してから不納欠損という形に持っていきたいと思います。そのときは、税・料関係なく、一斉に不納欠損という形で決算を上げていきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

今、副村長がおっしゃるように、当然不納欠損するからには、役場はそういう手段もあるんだということは、これはもちろん地域住民に知らせる必要はないと思うのですが、ただやはりどうしても平成6年から平成10年前後のものが、この平成30年になって、常識的に考えてもとれるとは思えないですから、その辺はいつまでも莫大な数字を抱えるよりは、そういう方向性も導いてもいいのではないかと思います。そして今言うように、村ではそういうことをしていると、我々も当然口外しないし、おっしゃるようはずっと待っていれば、不納欠損で処理してくれるんだということがわかってしまえば大変なことになりますから、それは今おっしゃるように、当然見当たらない、いない、亡くなっている、会社が潰れている方々は、そのようにリストアップして、少しでも額を減らして、最近のものはとっていくというように努めていただきたいと思います。わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

いいですか。5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

旅客費のほうです。収入のほうですけれども、内訳を教えてくださいなのですが、フェリーとクイーン、内航路、全部内訳を教えてくださいなのですが。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。フェリーざまみが約1億1,564万円、そしてクイーンざまみが4億4,682万1,000円、内航路、みつしまのほうは812万8,000円となっております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

それを質疑しようかと思っていました。みつしまのほうですが、ここ2年の差といいますか、去年に比べてどんな感じかと思ひまして、その辺の実態はわかりませんか。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。平成28年度が746万2,000円です。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

はい、わかりました。今年度はふえているということですよ。これはまず、どうしてこれを聞くかといいますと、住民からの、阿嘉のターミナルがかなり寂しいからどうしたらいいのかと。便数をふやしてほしいと。座間味からの客をどんどん運んでほしいという要求があったものですから、それで赤字だったらまた考えるべきだったと思うのですが、売り上げがふえているわけですから、夏場だけでも便数をふやしてほしいという要望がありますので、ぜひその辺を検討していただきたいと思いました。よろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

慎重に検討してまいりたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

自動車航送費の129万2,000円、これは滞納なのですか。現年か、滞納なのか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

滞納分となっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

私の中では、自動車に関してはほとんど現金でしか扱わないと認識しているのですが、滞納が出るということは、以前はそういう売り掛けとかで車を載せていたということがあったのでしょうか。それはいつなのか。よろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

自動車航送事業が平成27年度からスタートしておりまして、その滞納はそれ以前の滞納となっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

自動車の、いわゆる売り掛けに関してはどういう条件でやったのか。信頼性があるのか。島の間人だからそれは確実に支払いができるだろうというもとの売り掛けを認めていたのか。これは、平成27年という以前のフェリーですよ。新しいフェリーになってからそれはないというのではなくて、私は前のフェリー

から、車は現金ですとずっと言われてきましたので、なぜ売り掛けにしてまたそれだけ滞納が出たのかは、何かそういう信頼関係があったのかどうか。それがなれば、売り掛けは簡単にできないと思います。100万円余り滞納が出ている分に関しては、どういう条件で売り掛けを認めたのかというのを、今の課長ではないかもしれませんが、その辺、わかれば聞きたいのですが、また2年、3年たっていますので、それが回収できる見込みがあるのかも伺います。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

貨物も自動車ももともとそうですが、その時代の流れがわからないのですが、本来でしたら沖縄本島から来る業者に対して、売り掛けの契約は行っております。村内に関しても契約は交わしていないのですが、事業者さんとして、毎月の請求は困難だろうということの流れから、そういった車に関しても貨物に関しても、売り掛けになっているというのが今までの背景にあります。その中でも貨物に関しては、やはり事業者さんとか、毎日、那覇で支払いが困難ということなので、それに関しては売掛金にしておりますが、車に関しては、どうしても1台当たりの単価が高いということで、今おっしゃったように1台乗せたらすぐ四、五万円ぐらいの未納額になるものですから、やはりその辺は新たな自動車航送運賃の補助を導入したときに、その辺は現金化にしようということ、そこから現金化した経緯があります。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

私もフェリーが来てから何回も、これも運んでいるのですが、いわゆる現金じゃないとA4のカードに番号を書いて持ち主の名前を書くというのは、これが当たり前のようなこともあったので、車でも売り掛けがあるのは不思議で、今はないということですが、できるだけ自動車航送費は、多分特定できているはずですから、本年度分の決算、来年度の決算報告、これがゼロになることを願っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

先ほど来、賃金の話がよく出てきますけれども、ページがまたがりますから、9節船費、これは恐らくフェリー、クイーンの臨時職員の賃金だと思います。それから店費の、これが162万8,840円、それから店費事務所費が232万670円、これも事務所にいる嘱託、あるいは臨時職員の賃金だと思いますけれども、こんなに余るといのはどういう要因が考えられますか。一括でまとめてお願いします。要するに船費と店費です。15ページの上と、17ページの上から3番目、15ページの上から4番目。要するに船費と店費の賃金です。どの方々当たるというのはわかってはいますけれども。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。船員の件ですけれども、嘱託職員から賃金職員へ変わったことによる差額となっております。もう一方、事務職員の件ですけれども、2名増員予定だったのですが、募集をかけたところ1名しか採用することができませんでした。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

14ページの船舶修繕費、これは3つの船舶のドック費用と、またもろもろの修繕費なのですが、1,300万円減額した上に、さらに300万円の不用額が出ているということは、ドック費用が下がったのか、予定の見積もりより低く出たのか、その辺をお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

この件ですけれども、修繕費の不用額となっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

マイナスで組んだ上にさらに不用額が出て、修繕費が下がったということですが、これはドック運賃が下がったのか、ほかに何か要因があったのかを聞いているのです。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

ドック費用に関しましては、さほど不用額は出ておりません。ただ修繕費に関してそれだけの不用額が出ているということです。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

ですから、予定していた修繕よりは少なかったと。1,300万円のマイナス補正、プラス不用額が300万円、1,600万円ぐらい予算より下がったわけでありますから、ドックは同等額おっしゃるということは、1,600万円相当の修繕があるということで予算を計上したわけですから、その修繕予定がなくなったのか、上積みをして予算を組んでいたのかを聞いているのです。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

予定した額よりも少なかったということです。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

はい、わかりました。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成29年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第4号 平成29年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第11. 認定第5号 平成29年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

同じことばかり聞きますけれども、809万9,142円、7ページ、総務・福祉課長、産業振興課長、先ほどから同じこと、回答も同じだと思うのですが、税、それから貨物関係、それから水道関係、これがみんな滞納に該当している方はいますか。個人名はもちろん聞きませんが。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

全てのものの料金の滞納に関してということですよ。いらっしゃいます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ということは、本村にとっては税を払わない人は水道料金も払っていない。極端な言い方ですが、それは一部、ごくわずかだと思うのですが、これは800万円もあるし、これももちろんずっと滞納分も含めて、現年度分も滞納分も全部含めてこの金額ですよ。その辺をお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

御指摘のとおりです。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

先ほどから同じことばかりですから、徴収努力を行ってください。よろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

10ページの水道施設費の需用費の54万5,000円余りの不用額が出ていますけれども、阿嘉慶留間地区の水道水が、最近、この1週間、赤水が出ていました。その原因もわかっています。パック注入器とかの調整とかができなくて、この注入器というのが悪くなっています。そういうものも同じ状況にある中で、区民からも苦情がありましたので、ぜひこの不用額、これだけ50万円出ていますけれども、この薬品注入器などをぜひ優先的に購入すべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

御指摘のありました購入に関しまして、確かに中村 勇議員のお力をかりて解決することができました。今後も中村 勇議員の指導等を受けながら、購入に向けて考えていきたいと思えます。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

わかりました。よろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。質疑ないようですので、進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成29年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第5号 平成29年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第12. 認定第6号 平成29年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成29年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第6号 平成29年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第13. 認定第7号 平成29年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号 平成29年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第7号 平成29年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第14. 認定第8号 平成29年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号 平成29年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第8号 平成29年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

本日は、これをもって散会します。御苦労さまでした。

散 会 (午後3時37分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 里 祐 司

署名議員 宮 平 喜 文

署名議員 垣 花 太 郎